

方針4 高齢者本人と家族を支えるネットワークの充実

現状と課題

令和2年度(2020年度)に行われた国勢調査によると、市内の世帯の約半数に、1人以上の高齢者がいます。このうち58.8%が高齢者夫婦世帯やひとり暮らし高齢者世帯など、構成員が高齢者のみの世帯で、その数は年々増加し続けています。

また、令和4年度(2022年度)に実施された高齢者福祉に関するアンケート調査によると、人生の最終段階において、最期まで自宅で過ごしたい人の割合は18.9%、自宅で療養し、必要になれば医療機関に入院したい人の割合は48.9%となっており、全体の67.8%の人が、人生の最終段階を自宅で過ごしたいと回答しています。

その一方で、家族への介護負担、介護してくれる家族の不在、金銭的負担、在宅医療・介護サービスが不十分等の理由から、人生の最終段階を自宅で過ごしたいが、それを実現するのは難しいと考えている人の割合は34.8%で、実現できると考えている人の割合の31.7%を上回っています。

少子高齢化や世帯の単身化、地域での人間関係の希薄化が進む中で、市民が抱える生活上の課題は多様かつ複合的になっています。また、家族の介護疲れやストレスを始め、家族関係や経済的問題など、複数の要因が重なり合って高齢者虐待が生じることもあります。

高齢者と家族が孤立せず、支援や介護、医療が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けるには、本人や家族と行政、民生委員児童委員、地域包括支援センター等との協力体制が重要です。また、医療や介護に関わる専門職は多岐にわたる中、互いの立場や考え方を尊重し、共に支える体制を作ることが安心につながります。

高齢者本人と家族を支えるネットワークの充実を図ることで、必要な時に適切な支援やサービスが受けられ、介護者が疲弊せずに本人の権利が守られ、本人が望む生活を最期まで送れるまち、すなわち「誰も一人にさせないまち」の実現につなげます。

方針目標

- ◆ 在宅生活の不安を減らせるよう支援を強化していきます。
- ◆ 介護者の心身の負担を軽減し、介護を継続していけるよう支援していきます。
- ◆ 多機関との協働により取りこぼしのない包括的な相談支援体制を推進します。
- ◆ 関係機関との連携を深めて支援体制を強化し、高齢者虐待を防止します。
- ◆ 安心して在宅療養や在宅看取りを選択できる体制を整備します。

成果指標

項 目	現状 令和4年度 (2022年度)	中間目標 令和7年度 (2025年度)	成果目標 令和10年度 (2028年度)
在宅介護継続にあたり、介護者が、不安に感じていることは特にはないと回答した割合※ ¹	6.7%	6.8%	7.0%
養護者による虐待と判断した件数	115 件	110 件	105 件
家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手がいないと回答した割合※ ²	45.7%	40.0%	35.0%
人生の最終段階まで自宅で暮らしたいと考える人が、その希望を実現できると考える割合※ ²	31.7%	35.0%	38.0%

※1 横須賀市介護保険に関するアンケート調査(在宅介護実態調査を含む)による

※2 横須賀市高齢者福祉に関するアンケート調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を含む)による

6 在宅生活の継続支援

- ◇ 支援や介護が必要になっても、住み慣れた自宅に住み続けられるよう、さまざまな支援サービスについて情報発信し、周知を図ります。
- ◇ 高齢者が安心して暮らせるよう、住環境を整備します。
- ◇ ひとり暮らし高齢者等が、地域や社会から孤立せず安心して在宅生活を送ることができるよう支援します。
- ◇ 要介護者を在宅で介護している人の心身の負担を軽減し、要介護者及び介護者の生活の質が向上するよう支援します。

(1) 情報発信

① 地域資源情報の収集と周知

高齢者の暮らしを助けるために、地域住民、NPO団体、協同組合、ボランティア団体、民間企業など多様な主体による様々なサービスが提供されています。

例えば、住民主体によるごみ出し・電球の交換等の生活支援や、民間事業者による買い物・宅配サービス、介護保険外の訪問介護や訪問看護のサービス等であり、これらのサービス情報を総称して地域資源情報といいます。

地域資源情報を、サービス種別や地区ごとに検索できるWEBサイト「横須賀市生活に役立つ地域の情報」を公益社団法人かながわ福祉サービス振興会と共同で運営しています。地域資源情報のほか介護事業所や医療機関の情報など、生活に必要な情報を同一のページに集約することで、市民に分かりやすく周知します。

また、市地域福祉課、地域包括支援センターなどの窓口において、相談者の相談内容に応じて地域資源情報を紹介します。併せて、インターネットを利用できない人に対して、地域資源情報一覧を窓口などで配布します。

【WEBサイト「横須賀市生活に役立つ地域の情報」検索画面】



② 高齢者福祉施策と介護保険制度の周知

自宅での生活を続けるために支援を必要としている方に対し、本市の高齢者福祉一般施策について説明したパンフレット(知ってて安心、高齢者福祉制度)や介護保険制度について解説したパンフレット等を作成し、市役所の各窓口や行政センター、地域包括支援センターなどで配布します。

また、本市在住の方が65歳になったときや、65歳以上の方が市外から転入してきたときには、介護保険の被保険者証と一緒に制度を説明したミニガイドを自宅に送付し、高齢者の方々に、介護保険制度について理解していただけるよう努めています。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者福祉一般施策説明パンフレット (知ってて安心、高齢者福祉制度)発行数	1,000部	1,000部	1,000部
介護保険制度説明パンフレット発行数	16,000部	16,000部	16,000部
介護保険総合案内・介護サービス事業所 リスト(ハートページ)発行数	9,900部	9,900部	9,900部
介護保険制度啓発用パンフレット (ミニガイド)発行数	6,000部	6,000部	6,000部

③ まちづくり出前トークの実施

市民の皆さまの希望する場所や時間に職員が伺い、希望したテーマについての説明や意見交換を行う制度として、「まちづくり出前トーク」を実施しています。

お申込みいただいたテーマについて、まず職員から説明し、その後質疑応答や意見交換を行い、テーマについて一緒に考え、理解を深めます。

お申込みいただけるのは、原則として市内在住か在勤、在学の方を中心としたおおむね10人以上のグループで、市内であれば個人宅にも伺います。

メニューは毎年変わりますが、メニューにないテーマや、テーマを合体してのトークもご相談を受け付けています。

令和5年度のメニュー例(一部)

- 民生委員について
- 誰でもできる地域の支え合い・助け合い(市内の取組事例や補助金等)
- 認知症施策について
- 成年後見制度について(制度の概要等)
- 福祉の総合相談窓口について
- すべての市民のための終活支援(エンディングプラン・サポート事業、わたしの終活登録の概要)
- 在宅療養・在宅看取りについて(人生の最終段階の医療、かかりつけ医、意思表示(リビング・ウィル)、市の取組等)
- 高齢者のための福祉施策について(本市における施策等)
- 介護予防・日常生活支援総合事業について
- 介護保険制度について(制度の概要等)

コラム デジタル機器を使った情報発信のための支援

令和4年通信利用動向調査(総務省)によると、13歳～69歳の各年齢階層において7割以上がスマートフォンを利用しているのに対し、高齢者のスマートフォン利用状況は、70歳代で46.9%、80歳以上で17.3%と大きく減少しています。

デジタル機器(パソコン・スマートフォン)の普及により、時間や場所を問わず情報にアクセスできる、コミュニケーションツールとなる、電子決済サービスで支払いができる等、生活の利便性は大きく向上しました。その一方で、情報通信技術を利用できる人とできない人の間に生じる格差は大きくなっています。

高齢者のデジタル機器の活用を支援し、情報格差解消を図るための取組を紹介します。

□ パソコン講座

生涯学習センターでは、パソコンの立ち上げ方からマウス操作、キーボードによる文字入力など、パソコン初心者向けの講座を実施しています。

□ スマートフォン講座

老人福祉センター及び公郷老人憩いの家でスマートフォン講座を実施しました。

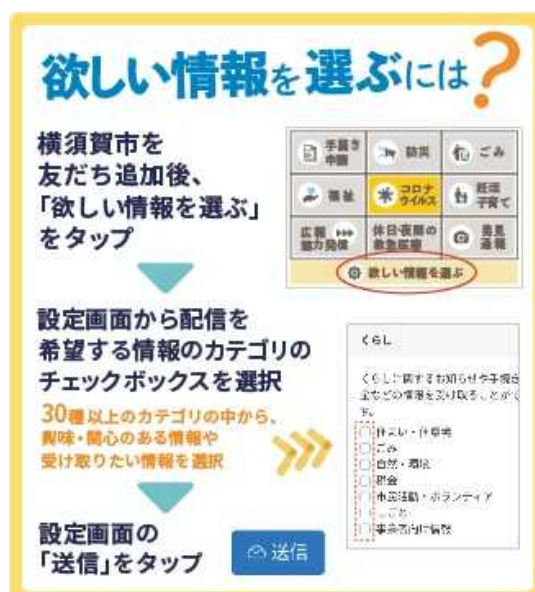
□ デジタル機器を活用した健康づくり

自身のスマートフォンを使用し健康増進や介護予防に取り組む健康スマホ教室やWEB介護予防教室など、高齢者に対してデジタル機器を活用するきっかけづくりを行っています。(詳細は34ページ「多様な手法を用いた介護予防の推進」に記載)

□ 横須賀市 LINE 公式アカウント

福祉や住まい・住環境、防災、手続申請などの情報を配信しています。複数のカテゴリの中から希望する情報を選択することで、自分が欲しい情報を受信することができます。

また、トーク画面でメニューを選択すると、ごみの分別方法等の検索や、関連するホームページにリンクして必要な情報を調べることができます。



(2) 住環境の整備

① 緊急通報システムの設置

ひとり暮らし高齢者または病弱等の世帯員がいる高齢者のみの世帯に対して、固定電話等に接続する緊急通報装置を設置します。急病や怪我など緊急時に通報ボタンを押すこと等で、迅速で適切な対応を図ることにより、高齢者が日常生活における不安を解消し、安心して暮らすことができるよう支援します。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
緊急通報システム設置数	3,294台	3,339台	3,385台

② 住宅改修費の支給

要介護・要支援認定を受けた高齢者に対して、自宅内の転倒を防ぐための手すりの取り付けや段差解消など、住宅改修をした時の改修費を支給し、安心して在宅生活を続けられるよう支援します。

(取組見込みは、148・149ページに記載)

【住宅改修費の支給対象工事】

1. 手すりの取り付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材変更
4. ドアの開閉を簡単にするため引き戸などへの取り換え
5. 和式便器から洋式便器への取り換え
6. 1～5の工事に伴い必要となる工事

③ 福祉用具の貸与及び購入費の支給

要介護・要支援認定を受けた高齢者に対して、福祉用具の貸与及び購入費を支給し、日常生活動作の自立を支援します。

(取組見込みは、148・149ページに記載)

【福祉用具貸与一覧】

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1. 手すり | 2. スロープ |
| 3. 歩行器 | 4. 歩行補助つえ |
| 5. 車いす | 6. 車いす付属品 |
| 7. 特殊寝台 | 8. 特殊寝台付属品 |
| 9. 床ずれ防止用具 | 10. 体位変換器 |
| 11. 認知症老人徘徊感知機器 | 12. 移動用リフト(つり具部分除く) |
| 13. 自動排せつ処理装置 | |

※借りられる福祉用具は介護度により異なります。

【福祉用具販売対象品目】

1. 腰掛便座	2. 自動排せつ処理装置の交換可能部品
3. 入浴補助用具	4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具の部分	6. 排せつ予測支援機器

(参考)移動確保のための支援

介護保険に関するアンケートの調査結果から、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、最も多く回答があったのが移送サービス、次いで外出動向となっており、高齢者の移動に対する不安や関心の高さが分かります。

移動に困難を抱える高齢者への支援をまとめて紹介します。

□ 通院等乗降介助（訪問介護・・・78ページに記載）

通院や日常品の買物などが目的で介護タクシーや福祉有償運送を利用して外出する場合、外出の準備、車両までの移動、乗り降りの介助、目的地までの移動の介助が受けられます。運賃等の支援はありません。

□ 身体介護における外出支援（訪問介護・・・78ページに記載）

通院や日常品の買物などが目的で徒歩、バス、一般のタクシーなど、上記以外の方法で外出する場合、外出の準備、交通機関への移動や乗り降りの介助、目的地までの移動の介助が受けられます。運賃等の支援はありません。

□ 搬送サービス（市町村特別給付・・・79ページに記載）

外出困難な谷戸などの高台に自宅があり通院などが困難な要介護1～5、要支援 1・2 の人は、自宅から移動車両まで搬送するサービスが受けられます。なお、令和6年度から新たに搬送サービス事業者として指定を受けることができる事業所を、これまでの訪問介護事業所のほか、送迎サービスを伴う通所介護事業所等に拡大することで、ニーズに応えることができるようにします。

また、外出が困難ではないが、一人で買い物や通院をすることに不安を感じている人がいます。地域では、住民主体による有償の生活支援サービス（詳細は50・51ページ「住民主体による生活支援活動への支援」に記載）やボランティア（詳細は52ページ「福祉ボランティアとの連携・協力」に記載）などの付き添い支援が行われています。

高齢者の中には、元気であっても外出の機会が減り家に閉じこもりがちになる人もいます。外出のきっかけづくりを支援するために、市内のバス路線が定額で乗り放題となる「はつらつシニアパス」を発行しています（詳細は44ページ「はつらつシニアパスの発行」に記載）。

コラム 安心な住まい確保のための支援

高齢者を含む全ての市民が安心して暮らせるまちづくりのための、耐震工事や住まい探しの取組を紹介します。

□ 耐震診断補強工事等の助成

自己所有・自己居住で、昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工した軸組木造建築に対し、耐震診断費用の一部を助成します。さらに、その診断の結果、倒壊の危険があると診断された場合には、耐震補強工事やそれに伴う図面作成、工事監理にかかる費用の一部を助成します。耐震補強工事が困難な場合は、耐震シェルターまたは防災ベッドの設置費用の一部を助成します。

□ 住まい探しの支援

■ 高齢者・障がい者・子育て世帯などの住まい探し相談会の開催

民間賃貸住宅を探したいが「住まい探しの手順や市内の民間賃貸住宅の事情が分からない」、「高齢を理由に入居を断られないか不安」など、不安や疑問を抱えている高齢者等が気軽に相談できるよう、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会に委託し、「住まい探し相談会」を月1回開催します。

相談会では、「住まい探しサポーター(ボランティア)」が同席し、地域情報や生活アドバイスを行うほか、相談会後に必要に応じて不動産店舗に付き添い、住まい探手をサポートします。

■ 不動産事業者等への協力依頼

市公式ホームページにて、高齢者や障害者、子育て世帯などの住まい探しに協力する不動産店一覧を公表し、身近な場所で相談できる不動産店舗を広く周知していきます。

■ 民間賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅制度

住宅確保要配慮者(高齢者、低額所得者、被災者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する人)の入居を拒まない民間賃貸住宅を都道府県等に登録する本制度を活用し、高齢者等の民間賃貸住宅への住み替えを支援していきます。

■ 市営住宅における支援

単身高齢者の増加に伴い、連帯保証人を確保することがより困難となることが懸念されます。そのため、令和2年(2020年)4月から市営住宅に入居する際に必要とした連帯保証人を廃止しました。また、市営住宅に申込みの際は、60歳以上の高齢者がいる世帯について、優遇制度を適用し、高齢者の入居を支援します。

入居中の高齢者への支援として、緊急時に緊急連絡先の情報を共有するなど関係部局と連携し、高齢者が地域から孤立しない取組を進めます。

さらに、階段の昇降が困難な高層階に居住する高齢者に対して、階段の昇降負担を減らすため、低層階への転居を促進します。

(3) ひとり暮らし高齢者への支援

① ひとり暮らし高齢者実態調査

単身で生活する高齢者の実情を把握し、社会からの孤立を防ぐとともに、見守りから支援につなげるため、民生委員児童委員の協力により「ひとり暮らし高齢者実態調査」を実施します。調査票を提出した方を「ひとり暮らし高齢者」として登録し、緊急連絡先やかかりつけ医療機関などの情報を把握することで、市の支援が入りやすくなります。なお、この「ひとり暮らし高齢者」の登録者数は、住民基本台帳におけるひとり暮らし世帯数とは一致せず、居住実態に基づき登録しています。

また、ひとり暮らし高齢者を取り巻く環境も多様化してきているため、現代の高齢者の暮らしに合った支援となるよう、事業のあり方を検討していきます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ひとり暮らし高齢者登録者数	10,080人	10,144人	10,208人

② ひとり暮らし高齢者入浴料等助成事業の実施

65歳以上のひとり暮らし高齢者に対して、市内の公衆浴場等の利用券を交付します。公衆浴場等に出かけることにより、地域の交流や本人の社会参加の促進、孤独感の解消につながるよう支援していきます。

(取組見込み等は、44ページに記載)

③ 緊急通報システムの設置

ひとり暮らし高齢者または病弱等の世帯員がいる高齢者のみの世帯に対して、固定電話等に接続する緊急通報装置を設置します。急病や怪我など緊急時に通報ボタンを押すこと等で、迅速で適切な対応を図ることにより、高齢者が日常生活における不安を解消し、安心して暮らすことができるよう支援します。

(取組結果見込みは、71ページに記載)

④ 高齢者等ごみ出し支援収集の実施

自らごみ集積所にごみを出すことが難しく、親族やボランティア、ホームヘルパー等によるごみ出し支援が困難な、要介護2以上で住民税非課税世帯の高齢者に対して、市がごみの戸別収集を実施します。特定の条件を満たしていなくても、心身の状況や住宅環境など様々な事情から、特に必要と認められる方については、適宜、支援していきます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者等ごみ出し支援収集者数	60人	70人	80人

(4) 介護者への支援

① 福祉の総合相談窓口「ほっとかん」における支援

育児と介護を同時に行う『ダブルケア』など複雑化・複合化した課題に直面し、様々な不安や困りごとを抱える介護者の相談を一括して受け付けます。

市関係部局や地域包括支援センターをはじめとした多機関と連携して支援を行い、課題の解決を図ります。

(取組結果見込みは、81ページに記載)

② 高齢者・介護者のためのこころの相談の実施

介護者の不安な気持ちや悩み事などを傾聴し、ストレスの軽減を図るため、心理相談員(臨床心理士)による「高齢者・介護者のためのこころの相談」を実施します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者・介護者のためのこころの相談の開催	35回	35回	35回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者・介護者のためのこころの相談の延参加者数	延50人	延50人	延50人

③ 認知症高齢者介護者の集いの開催

介護者同士の情報交換や、介護の苦労・悩みを共有する場を提供し、介護負担を軽減できるよう支援します。また、集いに参加できない介護者にも会報を発行し、介護者の孤立を防止します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
情報交換会の開催	6回	6回	6回
会報の発行	2回	2回	2回

④ シニアリフレッシュ事業の実施

高齢者の健康の維持及び介護者の体調を維持して在宅生活の継続を図るため、以下の方に対してマッサージ等の施術の一部を助成します。

対象者は、75歳以上の方及び高齢者のみの世帯で、同居の要介護者(要介護3～5)を介護している65歳以上75歳未満の方です。

本事業の利用により、心身のリフレッシュを図り、介護疲れを解消しながら介護を続けることができるよう支援します。また、介護者の約4人に1人が、休息ができるサービスを望んでいることから、本事業の利用者を増やしていけるような方法を検討していきます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
65歳以上75歳未満の介護者の利用申請者数	14人	16人	18人

※ 本事業は方針1(39ページ)にも記載していますが、2つの事業目的を有するため、本項目では介護者への支援としての取組結果見込みを記載しています。

⑤ 紙おむつ支給事業の実施

重点化するため、支給対象要件を見直します。事業目的に沿った65歳以上の寝たきり等在宅高齢者に対して、紙おむつを支給します。

該当する要介護者を常時介護している家族等の負担を軽減することで、介護者が抱えている日中夜間の排せつに関する不安解消の一助となるよう支援します。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
紙おむつ支給事業利用実人数	1,705人	1,740人	1,775人

⑥ 寝具丸洗いサービス事業の実施

重点化するため、支給対象要件を見直します。事業目的に沿った65歳以上の寝たきり等在宅高齢者に対して、寝具丸洗いサービス利用券を交付します。

該当する要介護者が、清潔で快適な生活を送ることにより、生活環境を良くし、また、要介護者に対する家族等の衛生管理の負担を軽減することで、共により良い生活を送ることができるよう支援します。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
寝具丸洗いサービス利用実人数	1,105人	1,128人	1,151人

⑦ 出張理容等サービス事業の実施

重点化するため、支給対象要件を見直します。事業目的に沿った65歳以上の寝たきり等在宅高齢者に対して、出張理容等サービス利用券を交付します。

理美容店に行くことが困難な要介護者に対して、理美容スタッフが自宅等に出張して散髪を行います。専門のスタッフが訪問することで、家族等の介護負担を軽減するとともに、要介護者本人の日常生活における清潔感を保ち生活の質が向上するよう支援します。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
出張理容等サービス利用実人数	1,337人	1,364人	1,392人

⑧ 家族介護慰労金の支給

介護保険制度のサービスを利用することなく、在宅の寝たきり高齢者を介護している家族に対して、日ごろの労苦をねぎらい、介護の一助となるよう支援します。

(5) 介護保険制度の利用とサービス種類

① 介護保険制度の利用

介護保険は、加齢に伴う心身の変化により介護が必要になった人が、尊厳を保持し、持っている能力に応じて自立した日常生活を営むための制度です。

市の窓口等で要介護認定の申請をして認定調査、審査等を行うと、要支援1・2、要介護1～5または非該当に区分されます。要支援1・2の人は介護予防サービス等、要介護1～5の人は介護サービスが利用できます。

認定には有効期間があり、有効期間満了後も引き続き介護保険サービスを利用する場合は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。なお認定を受けた時点から大きく状況が変化した場合、有効期間満了前に区分変更申請を行うことができます。

また、要介護認定の申請を受けなくても、市の窓口や地域包括支援センターで基本チェックリストを受け、生活機能の低下がみられると判定された場合、その場で介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者と認定され、訪問介護(ホームヘルプ)と通所介護(デイサービス)、その他総合事業のサービスを利用できます。事業対象者の認定には有効期間はないため、更新の必要はありません。

② 在宅生活継続のためのサービス種類

自宅での生活を継続するための介護保険サービスには、次のものがあります。(サービス量の見込みは、148・149ページに記載)

なお、自宅での生活が難しくなった場合の施設等のサービスについては、119ページに記載しています。

区分	サービス	サービスの内容	備考
居宅介護サービス／介護予防サービス	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助が受けられる。	☆
	訪問入浴介護	介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、浴槽の提供を受けて、入浴介護が受けられる。	◎
	訪問看護	原則、通院困難な利用者が、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けられる。	◎
	訪問リハビリテーション	原則、通院困難な利用者が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリテーションを受けられる。	◎
	居宅療養管理指導	原則、通院困難な利用者が、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導を受けられる。	◎
	通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター等の施設で、食事や入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練等が日帰りで受けられる。	☆
	通所リハビリテーション	医療機関や介護老人保健福祉施設等で、食事や入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のためのリハビリテーションが日帰りで受けられる。	◎
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホーム等に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられる。	◎
	短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	医療機関や介護老人保健施設等に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられる。	◎
	福祉用具貸与	自立した生活を目指すため、福祉用具の貸与を受けられる。 (詳細は71・72ページに記載)	◎
	福祉用具購入	入浴や排せつに用いる、衛生的に貸与になじまない福祉用具の購入費の一部支給を受けられる。 (詳細は71・72ページに記載)	◎
	住宅改修	改修前に市に申請した上で、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給される。 (詳細は71ページに記載)	◎
	居宅介護支援 (介護予防支援)	ケアマネジャーが、利用者の心身の状況、生活環境に応じたケアプラン(介護予防ケアプラン)を作成し、適切なサービスが提供されるよう連絡・調整する。	◎

◎ 要支援1・2の人が利用できるサービス

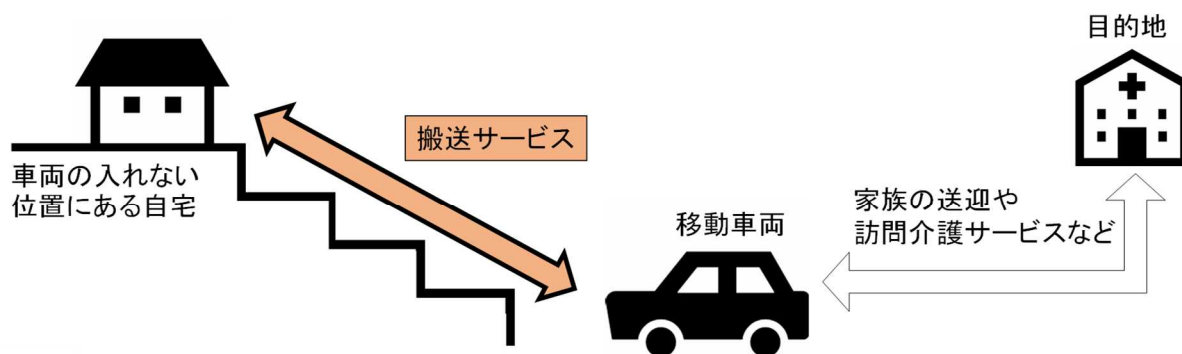
☆ 介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者と要支援1・2の人が利用できるサービス

なおサービス名は、訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)、通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス)となります

区分	サービス	サービスの内容	備考
地域密着型介護サービス／地域密着型介護予防サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて定期的な居宅訪問や随時通報による対応をしてもらい、食事・排せつなどの身体介護や日常生活援助、療養上の世話などを受けられる。	
	夜間対応型訪問介護	夜間帯に排せつなどの身体介護のための居宅訪問や、随時通報による緊急時の対応が受けられる。	
	地域密着型通所介護	小規模なデイサービスセンター等の施設で、食事や入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練等が日帰りで受けられる。	
	認知症対応型通所介護	認知症の利用者がデイサービスセンターやグループホーム等の施設で食事や入浴等の日常生活上の支援、生活機能向上のための機能訓練等が日帰りで受けられる。	◎
	小規模多機能型居宅介護	利用者の選択に応じて施設への通いを中心に訪問介護や短期間の宿泊を組み合わせたサービスを受けられる。	◎
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	利用者の選択に応じて施設への通いを中心に訪問介護や短期間の宿泊に加え、訪問看護を加えたサービスを組み合わせて受けられる。	
市町村特別給付	施設入浴サービス	部屋が狭いなどの理由で自宅での訪問入浴が適さず、かつ通所介護(デイサービス)等の利用が困難で入浴の機会を確保することができない人が、施設などの特殊浴槽を利用して入浴の機会を得られる。	
	搬送サービス	谷戸など、高台に自宅がある等の地理的要因により、移動車両が居宅の近くまで入れずに、通院などが困難な人が、自宅から移動車両まで移動するための搬送サービスが受けられる。	◎

◎ 要支援1・2の人が利用できるサービス

【搬送サービス(市町村特別給付)利用のイメージ図】



7 包括的な相談支援の充実

- ◇ 福祉の総合相談窓口「ほっとかん」や高齢者の身近な相談窓口としての地域包括支援センターを周知し、分かりやすい相談・支援体制の充実を図ります。
- ◇ 高齢・障害・子ども等各分野の既存の相談支援等の取組を生かしつつ、関係機関、地域との連携・協力体制を強化し、複雑化・複合化した支援ニーズ(8050問題等)に対応する取りこぼしのない包括的な相談支援体制を推進します。
- ◇ 地域包括支援センターが地域で発生する様々な高齢者の課題を解決したり、円滑で質の高いサービスを提供したりできるよう支援します。
- ◇ 地域の特性や高齢者の実情に沿った支援の検討を行うため、各種会議を開催します。

(1) 相談支援体制の強化

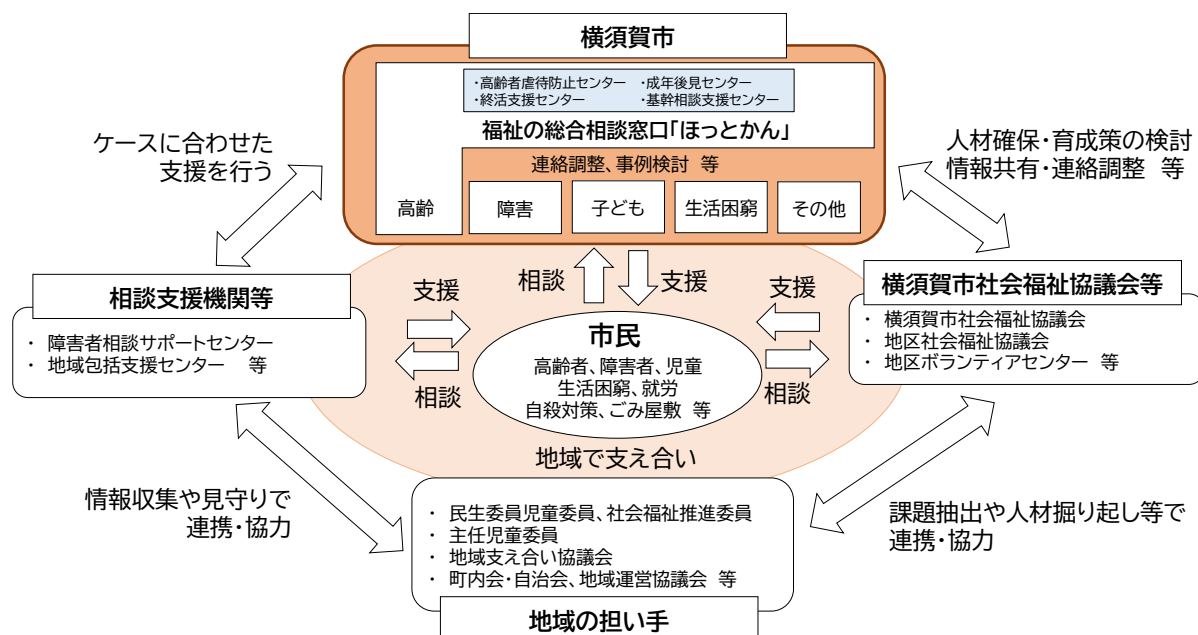
① 福祉の総合相談窓口「ほっとかん」における支援

少子高齢化や世帯の単身化、地域での人間関係の希薄化が進む中で、市民が抱える生活上の課題は多様かつ複合的になり、制度・分野ごとの縦割りでは十分に支援できないという課題があります。

高齢化した親が引きこもりの中高年の子どもを支える世帯で生活困窮と介護が同時に生じる『8050問題』など、世代や属性を超えて多様化する課題や、制度の狭間にある様々な困りごとを抱える人の相談を一括して受け付け、地域包括支援センターをはじめとした多機関と連携し、課題解決を図る必要があります。

こうした課題に対応するため、高齢者総合相談窓口を発展させた、福祉の総合相談窓口「ほっとかん」を令和2年(2020年)4月に設立しました。

【関係機関、地域との連携・協力体制のイメージ図】



制度の狭間、複雑・複合ケースの中には、支援への拒否があったり、本人が支援の必要性を認識していなかったりする場合があります。

そのようなケースの課題解決には相当の時間を要し、本人との信頼関係を築きつつ、粘り強く関わり、寄り添い続ける、伴走支援が必要になります。

「ほっとかん」は、単独の相談支援機関では解決が難しい複合化した相談事例のコーディネーターとして、市関係部局、関係機関等や地域の担い手と共に、支援の方向性を検討し、役割の分担を行い、課題の解決を図ります。

複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方に支援を届けられるよう市関係部局、関係機関等や地域の担い手と連携し、必要に応じて継続的な家庭訪問や医療機関への受診など同行支援をすることで本人との信頼関係やつながり形成に向けた支援を行います。

また、地域ケア個別会議等（詳細は86・87ページ「地域ケア会議の充実」に記載）で支援の進捗状況を把握し、関係機関等との連携の円滑化を進めます。

地域包括支援センターや障害者相談サポートセンターなどの相談支援機関を継続的にサポートし、取りこぼしのない包括的な相談支援体制を推進します。

そして、複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方への包括的な支援の実施を通じて、状況の深刻化を抑え、制度の狭間にあるケースをなくし「誰も一人にさせないまち」の実現につなげます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護や生活困窮、障害、子育て、ひきこもりなど福祉の総合相談件数	8,000 件	8,500 件	9,000 件
困難事例におけるほっとかん職員の家庭等訪問件数	750 件	800 件	850 件

② 高齢者総合相談窓口としての「ほっとかん」の周知

本計画策定に先立ち行った、要介護認定を受けていない高齢者を対象としたアンケート調査結果によると、認知症に関する相談窓口を知らない割合が69.3%となっています。また、要介護認定を受けその後更新申請を行った在宅生活をしている高齢者を対象としたアンケートにおいても、認知症に関する相談窓口を知らない割合が62.9%となっています。このことから、本市の高齢者相談窓口が分かりにくいということが考えられます。

ほっとかんは、認知症に関する相談窓口のほか、よこすか成年後見センター、終活支援センター、高齢者虐待防止センターとしての機能も有しており、高齢者の総合相談窓口でもあることを広報やチラシ、横須賀市 LINE 公式アカウントでの定期的なプッシュ通知等を活用して周知していきます。

さらに、ほっとかんについて、まちづくり出前トークなどを活用し、広く市民に周知していきます。

コラム 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業は、地域住民が抱える複雑化・複合化した「狭間のニーズ」への対応を行っていくための包括的な支援体制の整備を目的に、市町村の任意事業として令和3年(2021年)4月に創設された制度であり、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱として、それらを効果的・円滑に実施するため、「多機関協働による支援」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、5事業を一体的に実施する事業です。

本市では、令和5年度(2023年度)から事業化に向けた検討を進めています。8050問題など複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない高齢者等への継続的な家庭訪問や医療機関への同行などの支援や、高齢者を含む多世代・多属性が集う地域の居場所づくりの支援などを本事業に位置付け、継続した支援を通じて本人との信頼関係の構築やつながりの形成を目指します。

【各事業の概要】

包括的相談支援事業	○ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ○ 支援機関のネットワークで対応する。 ○ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ。
参加支援事業	○ 社会とのつながりを作るための支援を行う。 ○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。 ○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。
地域づくり事業	○ 属性や世代を超えて交流できる場や居場所を整備する。 ○ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ○ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	○ 支援が届いていない人に支援を届ける。 ○ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける。 ○ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。
多機関協働事業	○ 市全体で包括的な相談支援体制を構築する。 ○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。 ○ 支援関係機関の役割分担を図る。

コラム 市と薬局の協力体制

厚生労働省は平成27年(2015年)10月に「患者のための薬局ビジョン」を策定し、患者本位の医薬分業の実現に向けた目指すべき薬局の姿を明らかにしました。

本薬局ビジョンにおいて、かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき機能として、地域住民からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診や健診の受診勧奨を行うことや、地域の社会資源等に関する情報を十分把握し、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、訪問看護ステーションなどの多職種と連携体制を構築していることが重要であるとされています。

また、令和7年(2025年)までに目指す姿として、地域包括ケアシステムの一翼を担うことが重要であり、「すべての薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことを目指す」とされています。

今後、地域包括ケアシステム推進のため、薬局との連携を強化していきます。

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

- ① 服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- ② 24時間対応、在宅対応
- ③ かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化

(2) 地域包括支援センターの機能強化

① 地域包括支援センターの周知

地域包括支援センターは、市内の日常生活圏域を中心に12か所設置しており、業務委託契約を結んだ社会福祉法人等の公益法人が運営を行っています。主な業務は以下のとおりです。

高齢者の地域の身近な相談窓口として機能していくため、広報やチラシ等を活用し引き続き周知を図ります。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護や成年後見制度、虐待など高齢者の総合相談件数	70,000件	75,000件	80,000件

【地域包括支援センターの業務内容】

業 務	内 容
介護予防 ケアマネジメント	事業対象者及び要支援者に対して、その心身の状況に応じて必要な援助を行います。
総合相談支援	介護保険外のサービス含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行います。
権利擁護	高齢者に対する虐待の防止・早期発見や権利擁護のための事業を行います。
包括的・継続的 ケアマネジメント支援	支援困難ケースへの対応など、ケアマネジャーへの支援を行います。
在宅医療・介護 連携推進	在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の推進を行います。
生活支援体制整備	高齢者のニーズと地域資源とのマッチング、地域住民をはじめとする多様な主体による生活支援の体制整備を図ります。
認知症総合支援	認知症になっても地域で暮らし続けられる体制づくりを行います。
地域ケア会議の開催	地域の関係者及び関係機関により構成される会議で、個別事例などの検討を通じ、地域のニーズや社会資源を把握し、必要な支援体制の検討を行います。

② 運営体制の整備と事業評価の実施

委託した業務が適切に実施されるよう、毎年事業実施方針を示し、条例において人員配置基準を定めています。各地域包括支援センターの運営状況を見極め、適切な運営ができるよう適宜見直しを図り、機能を強化していきます。

事業実施方針に沿って、事業のために資源がどのように利用され、効果をもたらしているのか、また地域包括ケアシステムの推進（詳細は25・26ページに記載）に向けた事業運営がされているのかを明らかにし、事業の質を高めることを目的として、事業評価を地域包括センターごとに年1回実施しています。

事業評価を通し、先進的な取組を共有することで、職員の資質の向上とセンター機能の強化を図ります。

加えて、多様化する高齢者ニーズに対応するため、必要に応じて評価項目の見直しを実施します。

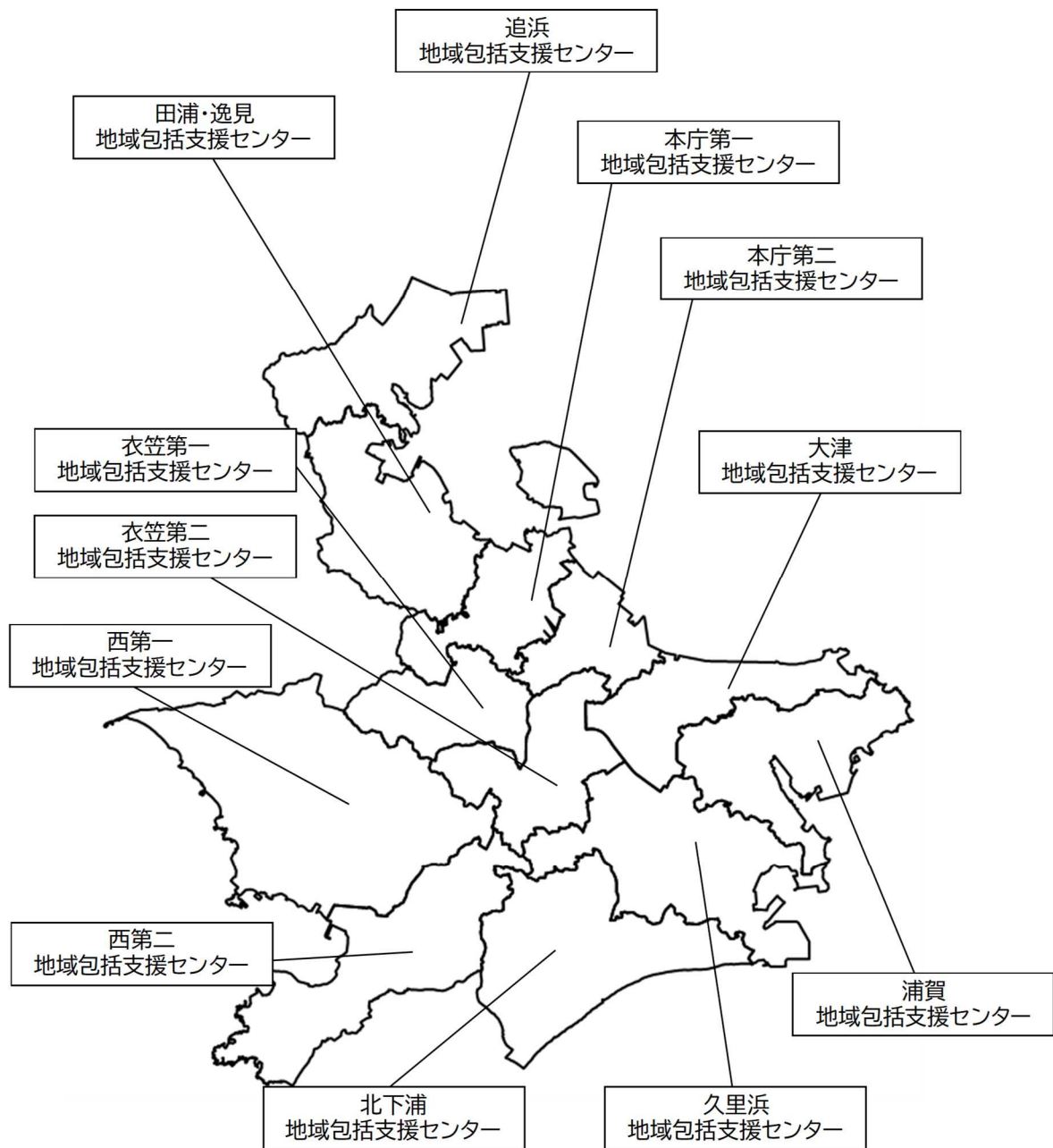
③ 人員体制の確保

地域包括支援センターでは、保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門職を配置し、それぞれの専門性を発揮しながら、チームアプローチで支援を実施します。

後期高齢者数の増加や世帯の単身化、地域での人間関係の希薄化が進む中で、地域で発生する様々な高齢者の課題の解決や円滑で質の高いサービスを提供できるよう、地域包括支援センターの人員確保の支援を検討します。

さらに、職員の資質向上のため、情報交換会や職員研修会の際に個人情報保護やリスクマネジメントなどの研修を実施します。

【地域包括支援センターの管轄区域】



(3) 地域ケア会議の充実

① 地域ケア会議とは

地域包括ケアシステム推進のため、高齢者を支援する医療・福祉関係者等のネットワークを構築することを目的として、地域ケア会議を開催します。

地域ケア会議は、ネットワーク構築のほか、「個別課題解決」、「地域課題発見」、「地域づくり・資源開発」、「政策形成」等の機能を有しています。

地域ケア会議には、市が主催する「地域ケア会議及び在宅療養連携会議」、地域包括支援センターが主催する「包括的ケア会議」、市・地域包括支援センターそれぞれが主催する「地域ケア個別会議」があります。

本市が主催する「地域ケア会議及び在宅療養連携会議」は、地域包括ケアシステムの推進に向け、医療・福祉関係者等との連携と年齢や分野にとらわれることなく複合的な地域課題の検討を行うため、令和3年度に「在宅療養連携会議」と一体化したものです。

【地域ケア会議の内容】

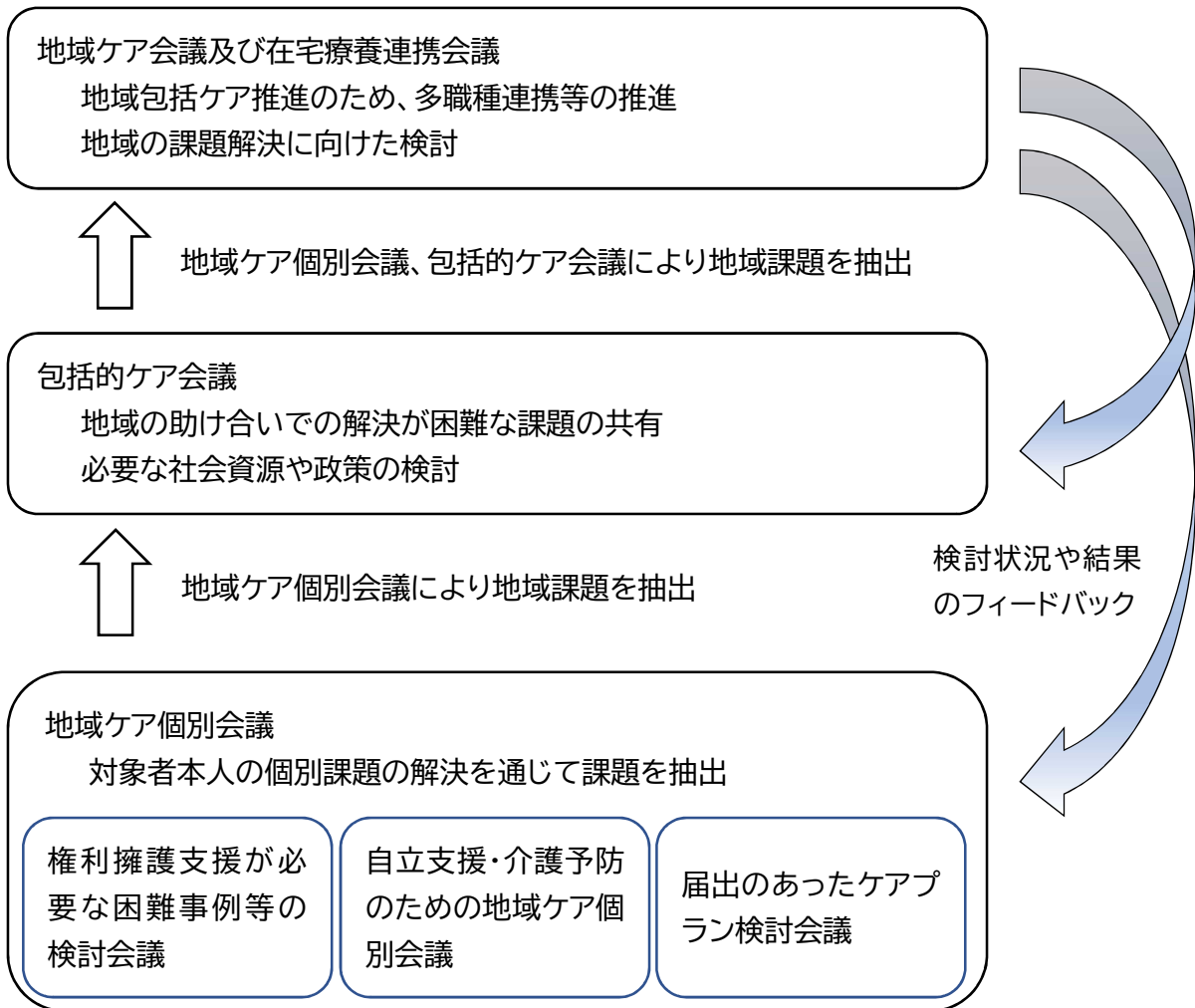
会議名	内容
地域ケア会議及び在宅療養連携会議	医療関係者と介護関係者の顔の見えるネットワークを構築し、課題解決に向けた取組を検討・具体化していくため、市と医師会のほか、医療と介護の関係団体が多数参加する会議。（詳細は104ページに記載）
包括的ケア会議	地域包括支援センターにおいて、地域ケア個別会議やケースワーク等を通じ、抽出された、地域の助け合いでの解決が困難な事例について、民生委員や地域のボランティア団体、介護サービス業者、医療関係者等と共有し、必要な社会資源や政策等を検討する場です。各地域包括支援センターが年1回程度開催し、地域における総合的・重層的なネットワークの強化を図ります。
3つの地域ケア個別会議	地域ケア個別会議には、以下の3つがあり地域ケア個別会議を通じて、地域課題の抽出や社会資源の発見、支援者の資質向上、ネットワークの構築・推進につなげます。 ○ 地域包括支援センターが開催する権利擁護支援が必要な困難事例等の検討会議 ○ 市が開催する事業対象者及び要支援者を対象者とした自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議 ○ 市が開催する要介護者の自立支援や重度化防止を目的とする届出のあったケアプラン検討会議

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
権利擁護支援が必要な困難事例等の検討会議	64回	64回	64回
届出のあったケアプラン検討会議	8回	8回	8回

※ 事業対象者及び要支援者を対象者とした自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議の取組見込みは47ページに記載

【地域ケア会議(地域課題の解決に向けた検討)のイメージ図】



8 尊厳の保持・権利擁護の推進

- ◇ 権利擁護支援の中でも大きな役割を担う成年後見制度について、普及啓発や利用促進を図り、高齢者の総合的な権利擁護を推進します。
- ◇ 成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携を図ることにより、高齢者が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう支援します。
- ◇ 市民後見人等を育成することにより、多様な担い手によるきめ細かい支援の実現に努めます。
- ◇ 市民の尊厳を守り、生き生きと安心して暮らせるよう終活支援を推進します。
- ◇ 関係機関との連携を深め、支援体制を強化するとともに、高齢者虐待を発生させない地域づくりを目指します。

(1) 高齢者の権利を守るための取組について

① 総合的な権利擁護支援の推進

本市ではこれまでも成年後見制度の利用促進をはじめ、高齢者の権利を守るために様々な取組を実施してきました。これらの取組を継続して実施し、また、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」や本市の「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村計画)」※の内容を勘案することによって高齢者に対する総合的な権利擁護支援と成年後見制度の利用をより一層推進します。

※本市では地域福祉計画を当該計画として位置付けています。

② 権利擁護のための具体的支援

認知症や知的障害、精神障害等の理由によりご自身で意思決定することに不安がある方は、預貯金等の財産管理や介護・福祉サービスの利用契約や入院の契約などの手続きをすることが難しい場合があります。

また、ご本人の状態によっては、ご自身で意思決定することが極めて難しく、財産管理や契約などの手続きをすることができない場合もあります。

それらの方に対しては、ご本人の状態に応じて、日常生活自立支援事業又は成年後見制度を活用することにより権利擁護支援を適切に行います。

③ 日常生活自立支援事業とは

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力に不安のある方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、日常の金銭の管理や福祉サービスの利用援助等を行う事業です。横須賀市社会福祉協議会が、神奈川県社会福祉協議会から受託して実施しています。

福祉サービス利用手続や利用料の支払手続、公共料金の支払手続、預貯金の出し入れ等、本人に寄り添い、意思決定支援を行いながら適切に支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図ります。

④ 成年後見制度とは

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の二つに大別されます。

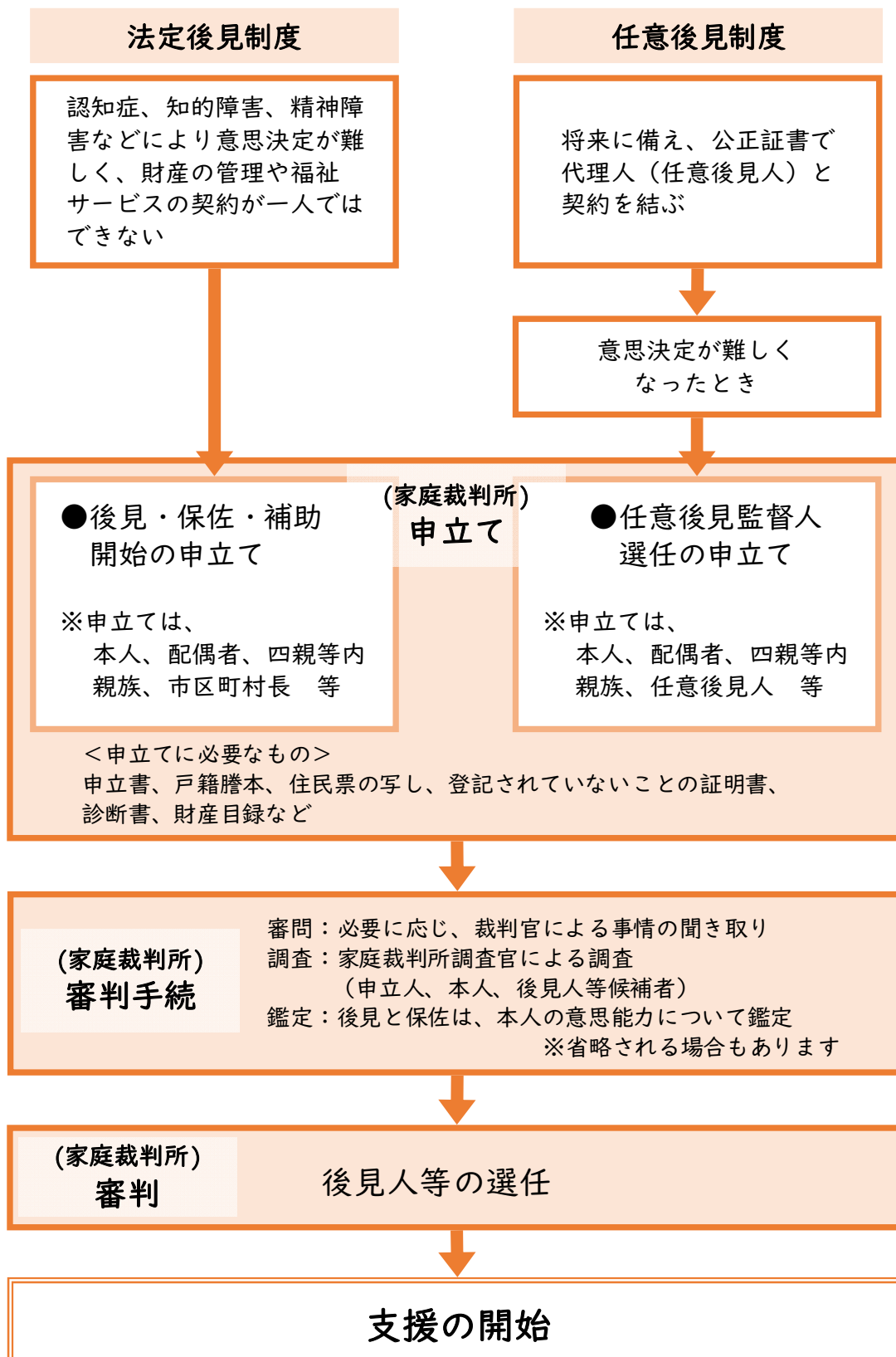
法定後見制度は、ご自身で意思決定することが難しい方に対して、本人の権利を守る援助者である成年後見人等を家庭裁判所が選任し、成年後見人等が本人に代わり財産管理や契約行為を行うものです。成年後見人等は、本人の状態や事情等に応じて「後見」、「補佐」、「補助」の3つに分かれます。

任意後見制度は、将来、ご自身だけで意思決定することが難しくなったときに備えて、あらかじめ自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

なお、令和4年（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の本市における成年後見関係事件の認容件数は、151件※となっています。

※ 本市における成年後見関係事件の認容件数…横浜家庭裁判所の後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち令和4年1月から令和4年12月までに認容で終局した事件を集計したものです。その数値は横浜家庭裁判所の統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがあります。また、本人の住所地が神奈川県外であるものの数は計上されていません。本人の住所地は、令和4年12月末日時点で事件記録上明らかとなっている住所地です。本人が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではありません。

【成年後見制度申立てフロー図】



神奈川県社会福祉協議会ホームページ「成年後見制度利用までの流れ」を基に横須賀市が作成
<https://www.knsykp.jp/service/kenri/koken>

(2) 成年後見制度の利用促進

① よこすか成年後見センターについて

本市では、令和2年4月に本市における権利擁護支援のための地域連携ネットワークの中核機関として、ほっとかん(市地域福祉課)に「よこすか成年後見センター」を設置しました。「よこすか成年後見センター」は、地域連携ネットワークの構築に取り組むとともに、その中核機関として、身近な成年後見制度利用の相談窓口であることを周知し、相談、広報、制度利用促進、後見人支援等の機能を果たすよう主導的役割を担います。

② 地域連携ネットワークの構築

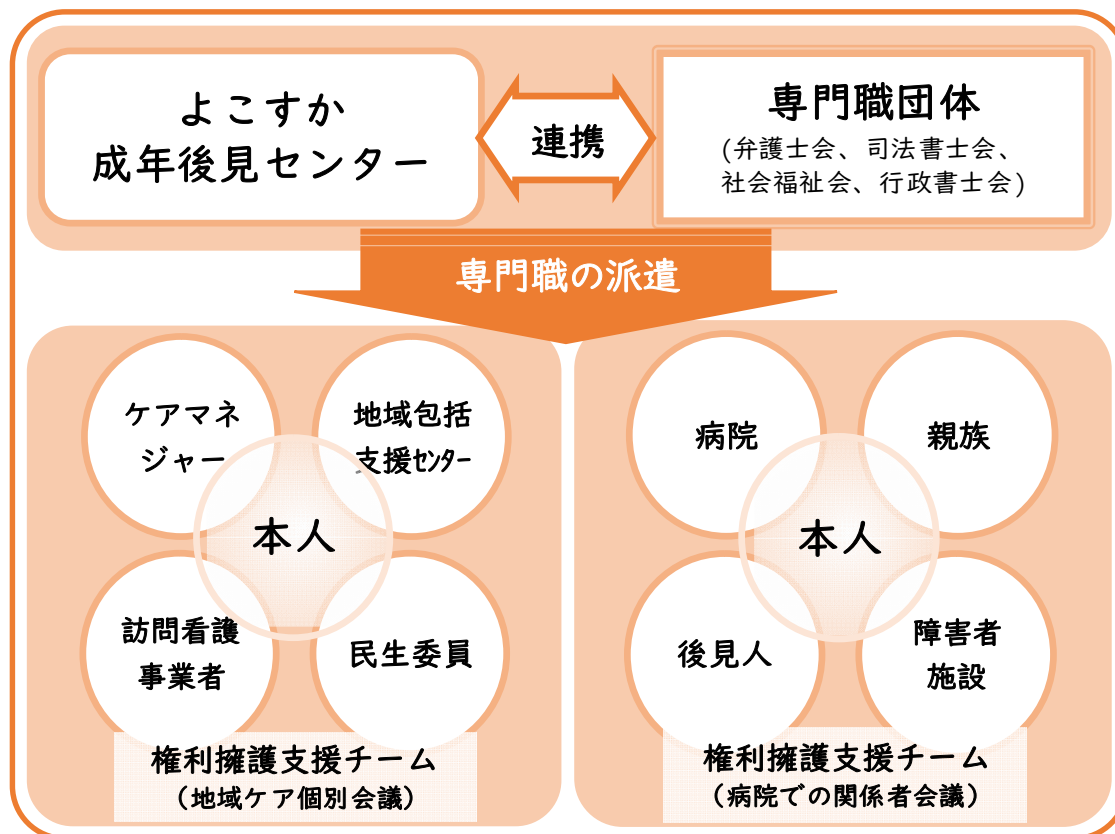
地域包括支援センターや障害者相談サポートセンター※などの相談支援機関が、権利擁護支援を必要とする人の把握に努めます。支援を必要とする人を中心とした福祉・保健・医療・地域の関係者が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観をできる限り継続的に把握することで、必要な権利擁護の対応を行う権利擁護支援チームとして対応します。

さらに、よこすか成年後見センターと専門職団体が連携して専門職を派遣し、権利擁護支援チームを支援します。

こうした権利擁護支援のための「地域連携ネットワーク」を構築し、家族等の負担軽減を図ります。

※ 障害者相談サポートセンター…障害者等からの相談に応じ、サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、権利擁護のための必要な援助、専門機関の紹介等を行う。

【地域連携ネットワークイメージ図】



③ 成年後見制度等に関する相談・支援の実施

ほっとかんと地域包括支援センターが身近な成年後見制度利用の相談窓口であることを周知します。相談内容に応じて法律・福祉の専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会）につなげます。

意思決定はできるがそれに不安がある方から相談があった場合は、日常生活自立支援事業の利用を検討し、提案します。一方で、意思決定が極めて難しい状態にある方やご家族等、関係者から相談があった場合は、成年後見制度の利用を提案します。

また、日常生活自立支援事業の利用者が、認知症の進行などにより意思決定が困難な状態になった場合は、ほっとかんと地域包括支援センターが本人の状態を見極めた上で、横須賀市社会福祉協議会と連携して、成年後見制度の利用への移行を支援します。

さらに、資力がなく弁護士等の専門職に相談することが難しい方や、消費者被害に遭い債務整理が必要である方など、法的課題を伴う困難事例については、地域包括支援センターや病院等からの要請で、地域ケア個別会議や病院での関係者会議等に専門職を派遣し、法的課題を明確化した上で適切に支援します。

④ 成年後見制度普及啓発講演会の開催

成年後見制度に関して、分かりやすく周知するために、市民向けの普及啓発講演会を開催します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度普及啓発講演会の開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度普及啓発講演会の参加者数	75人	80人	85人

⑤ 成年後見制度パンフレットを活用した周知

成年後見制度の説明用パンフレットを作成し、地域包括支援センター、障害者相談サポートセンター、医療関係、民生委員児童委員協議会、行政センター、各地区コミュニティセンター、各指定特定相談支援事業所、庁内関係部署等を通じて配布することで、市民の皆様へ周知します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度パンフレット配布枚数	980枚	980枚	980枚

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度に関する相談件数	800件	850件	900件

⑥ 市長による成年後見等の審判請求(市長申立て)の実施

成年後見制度を利用するには、本人、配偶者、4親等以内の親族などが家庭裁判所に申立てを行う必要があります。しかし、身寄りが無い、親族の協力が得られないなどの理由で、申立てを行うことが困難な場合は、本人の権利を守るため、市長による成年後見等の審判請求(市長申立て)を実施します。

本市における令和4年(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)の成年後見関係事件の認容件数151件のうち、23.8%にあたる36件が市長申立てとなっています。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市長申立て件数	37件	40件	43件

⑦ 成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見人等に対する報酬費用の支払い等が困難な人に対して、それらの費用を助成することで、成年後見制度の利用を支援します。

従来は、助成対象を市長申立て事件に係る被後見人等に限定していました。しかし、本

人申立て及び親族申立て事件の場合においても、成年後見人等に対して報酬費用を支払うことが困難な場合があり、また、報酬費用の支払いを受けられないおそれがあるケースでも後見人等を受任している専門職等がいる状況を改善するため事業を見直し、報酬助成の対象を拡大しました。

具体的には、令和4年度(2022年度)からは家庭裁判所から専門職団体への推薦依頼又は家庭裁判所からの指名打診による法定後見事件における被後見人等まで助成対象を拡充しました。

これにより、成年後見制度の一層の利用拡大と被後見人等の保護を図ります。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
報酬助成件数(65歳未満の人を含む)	42件	46件	48件
本市における成年後見制度利用者数 ※任意後見は除く	延 870 人	延 900 人	延 930 人

⑧ 成年後見制度情報交換会(協議会)の開催

成年後見制度に関する専門的な相談・調整や、情報交換を行うため、家庭裁判所、専門職団体、横須賀市社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関と、成年後見制度情報交換会(協議会)を年4回程度開催し、関係機関との連携を深めます。

この情報交換会(協議会)は平成16年(2004年)から開催していますが、平成29年(2017年)3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進計画」に位置付けられている協議会としての機能を有しています。

これまでに、困難事例の検討のほか、市民後見人等運営事業の立ち上げや、よこすか成年後見センターの設置など、本市の施策に関する検討も行ってきました。

令和元年度からは、他市町や他市町社会福祉協議会の職員がオブザーバーとして参加し、近隣市町との広域的な連携の構築を進めています。

(3) 成年後見制度の多様な担い手の確保・育成の推進

① よこすか市民後見人の養成と活動支援

認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性は増えています。また、本人の意思、特性、生活状況等に合わせて適切な後見人等を選任できるようにするためには、多様な主体が後見事務等の担い手として存在する必要があります。

本市においては、市民後見人や専門職後見人等が成年後見の担い手として活動しています。

本人のニーズや状況、課題を踏まえて、本人に身近な存在によるきめ細かい支援が必要と考えられる場合は、できるだけ市民後見人を選任するよう調整します。

一方、債務整理等、専門性が求められる事案については、専門職後見人による支援を実施しています。

市民後見人とは、市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方

です。

本市でも、成年後見業務の取組に意欲を持つ市民を公募、選考し、養成研修を受講することにより必要な知識を身に付けた方を「よこすか市民後見人」として登録しています。

本市においては、成年後見人等として選任された方のうち、令和3年度(2021年度)は親族後見人の割合が約4割、弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士等の専門職や社会福祉法人・社団法人等の法人、知人等の第三者後見人の割合が約6割となっています。

本市における市民後見人制度の推進を図るため、よこすか市民後見人等運営事業を横須賀市社会福祉協議会に委託し、市民後見人の養成と活動の支援を行います。

横須賀市社会福祉協議会では、成年後見人等として必要な知識の習得のため、市民後見人養成研修を実施します。

また、研修を修了した市民後見人登録者を対象に、後見業務に対する理解を深めるとともに、情報共有を図る機会として市民後見人連絡会を開催します。

さらに、専門職と複数で後見等を行う市民後見人に対して、活動の支援をするとともに、事案によっては、家庭裁判所の選任により、横須賀市社会福祉協議会が後見監督人等として、適切に監督事務を行います。

これらの取組を通じて、市民後見人を育成し、支援することにより、同じ地域に暮らす住人として本人と同じ目線で考え、相談しあえる身近な存在による寄り添い型の支援を推進します。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市民後見人選任件数	延 90 人	延 100 人	延 110 人

② 法人後見の検討

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人などの法人が成年後見人等になり、個人が成年後見人等に就任した場合と同様に、意思決定に不安のある方や意思決定が難しい方の権利保護のための支援を行うことをいいます。法人後見では、法人の職員が後見等事務を担います。

本市にある社会福祉法人や社団法人において法人後見は実施していませんが、横須賀市社会福祉協議会では、財源や体制整備等に関する他市事例の情報収集を行うなど、将来的な実施に向けた調査研究、検討を進めています。

将来的な法人後見の実現に向けて、横須賀市社会福祉協議会と連携を図りながら、より多様な担い手の確保に努めます。

(4) 終活支援の推進

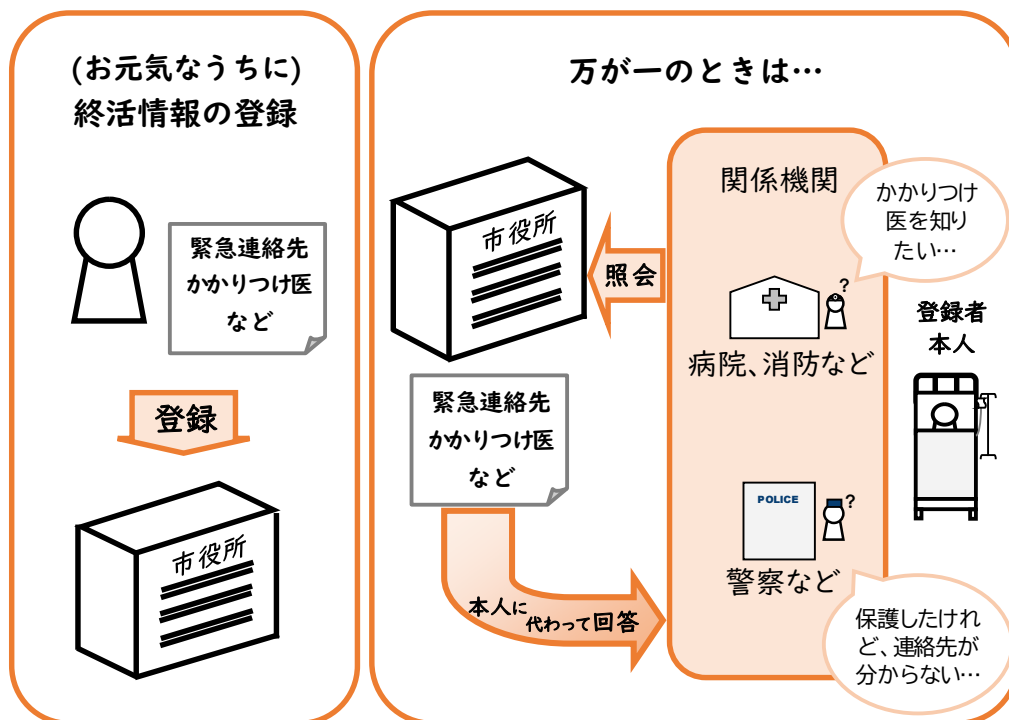
① 「わたしの終活(しゅうかつ)登録」の周知

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年(2018年)に発表した「日本の世帯数の将来推計」によると、令和22年(2040年)にはひとり暮らし高齢者世帯は全高齢者世帯の約40%を占めるようになると推計されています。また、最近では生活上の困難さを持つ子と高齢の親の二人暮らしという8050問題を抱える世帯も増えています。

突然の病気により、自分の意思が伝えられなくなったり、自らの死後、残された家族・親族が困ったりしたときのため、元気なうちから緊急連絡先や遺言書の保管場所などを登録できる、終活情報登録伝達事業「わたしの終活登録」を全国に先駆けて、平成30年5月から実施しています。

市が登録者に代わって、病院・消防・警察・登録者が指定した人などからの問い合わせに、必要な登録情報を回答します。

【「わたしの終活登録」活用のイメージ図】



登録できる情報は以下のとおりです。市民であれば誰でも登録できます。登録にかかる費用は無料です。

【登録できる情報一覧】

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| ○氏名・生年月日・本籍・住所 | ○緊急連絡先(家族・友人など) |
| ○支援事業所やサークルなどのつながり | ○かかりつけ医やアレルギーなど |
| ○リビング・ウィルやエンディングノートの保管場所・預け先 | |
| ○臓器提供の意思 | ○お葬式や遺品整理の生前契約先 |
| ○遺言書の保管場所、それを伝える対象者 | ○お墓の場所 |
| ○自由登録事項 | |

令和2年度(2020年度)から電話での登録を開始し、令和5年(2023年)1月からは電子申請も開始しました。市役所へ足を運ばずに登録を可能にすることで、より多くの市民が簡単に利用できる取組となるよう努めます。

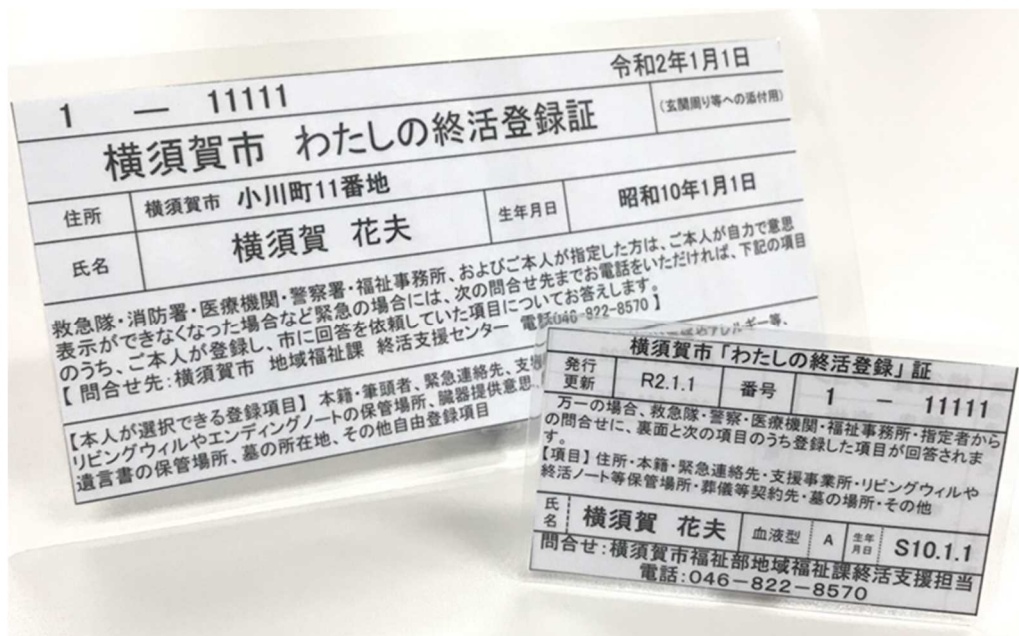
さらに、この事業について、まちづくり出前トークなどを活用し、広く市民に周知していきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
出前トークなどの啓発活動	30回	30回	30回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
「わたしの終活登録」の新規登録者数	150人	150人	150人



② エンディングプラン・サポート事業の実施

近年、ひとり暮らし高齢者の増加とともに頼れる親族が身近にいないなどの理由から、身元が分かっていながら引き取り手がないご遺骨が増えています。

ひとり暮らしで頼れる親族がいない高齢者が抱える葬儀・納骨・リビング・ウィルの伝達という課題の解決を図るため、全国初の取組である「エンディングプラン・サポート事業」を平成27年(2015年)7月から実施しています。

リビング・ウィルとは、人生の最後や、人生の最終段階における医療(終末期医療)について元気なうちに意思表示をすることです。

令和3年度(2021年度)から令和4年度(2022年度)までの2年間で引き取り手のないご遺骨は100柱を超えています。過去には、ひとり暮らしで身寄りもない女性が亡くなり、先立った夫の墓の場所が分からず、女性のご遺骨だけ無縁納骨堂に納めざるを得ないといった事例も実際に起こっています。

自身の葬儀・納骨などに関する心配事を事前に解決し、生き生きとした人生を送ることができるよう、本事業について周知を進めていきます。

【エンディングサポート事業の対象者と内容】

対象者	原則として、ひとり暮らしで頼れる身寄りがなく、月収18万円以下かつ預貯金等が225万円以下程度で、固定資産評価額500万円以下程度の不動産しか有しない高齢者等
支援の内容	○ 葬儀・納骨について、低額で生前契約を受ける協力葬儀社と契約を結んでいただき、これに立ち会います。 ○ 生前は安否確認の訪問を継続して行い、本人の死後は契約どおりの葬儀・納骨が行われるかを見届けます。 ○ 本人の希望により協力葬儀社と共にリビング・ウィルを保管し、必要時には医療機関からの照会に回答します。 ○ 登録者は登録カードを携帯し、自宅にも登録証を掲示することで、自ら意思表示ができない場合でも、本事業登録者であることが分かるようにします。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
「エンディングプラン・サポート事業」 新規登録者数	25人	25人	25人

(5) 高齢者虐待の未然防止

① 高齢者虐待とは

高齢者虐待は、65歳以上の高齢者が養護者(高齢者の介護、世話をしている家族、親族、同居人など)や介護施設従事者等から虐待を受けた場合をいいます。

虐待の行為には、「身体的虐待」、「介護・世話の放棄、放任」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」があります。

【虐待の種別】

虐待の種別	具体例
身体的虐待	殴る・蹴る・つねる・ベッドに縛りつける・意図的に過剰に薬を飲ませるなど
介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)	入浴させない・オムツを交換しない・食事や水分を十分に与えない・室内にゴミを放置するなど劣悪な環境で生活させるなど
心理的虐待	排せつの失敗に対して高齢者に恥をかかせる・怒鳴る・無視するなど
性的虐待	本人との合意が形成されていない性的な行為またはその強要・懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
経済的虐待	日常的に必要な金銭を渡さない・使わせない、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用するなど

虐待を受けている人のうち、約5割は要介護・要支援認定を受けています。

また、このうち8割近くが日常生活に何らかの支障を来すような認知症の症状がある人です。介護疲れなどにより、養護者のストレスが増大し、虐待の要因となることもあります。

高齢者虐待を未然に防止するため、正しい理解を進めるとともに、虐待を発生させない地域づくりを目指します。

② 市民への啓発

高齢者虐待の問題が身近な地域に存在することの周知や、人権に関する意識を高めることを目的に、年1回の講演会を開催します。

講演会等で、簡単なチェックリストを入れた虐待予防のリーフレットを配布し、分かりやすく周知していきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者虐待防止講演会の開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者虐待防止講演会の参加者数	150人	150人	150人

③ 関係機関を対象とした研修等の実施

高齢者虐待の対応に関わる関係機関(地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護保険サービス事業所、行政関係部署の職員等)を対象とした研修会を開催します。令和4年度は、介護従事者による虐待に関する相談が17件あり、そのうち8件が虐待ありと判断されました。

介護従事者等による虐待は、認知症に関してなどの知識・教育、介護技術の問題、職員の負担・ストレス・連携不足など様々な要因により発生してしまうといわれています。研修

では、高齢者虐待に関する知識のほか、アンガーマネジメントや職員間のコミュニケーション方法などを取り上げていきます。

また、介護施設等でも虐待防止に向けた取組がなされており、介護施設等で行っている虐待防止の取組事例を、関係機関で情報共有が図れるよう研修会を開催します。

併せて、介護保険サービス事業所等への講師派遣を行います。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
関係機関向け研修会の開催	3回	3回	3回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
関係機関向け研修会の参加者数	400人	400人	400人

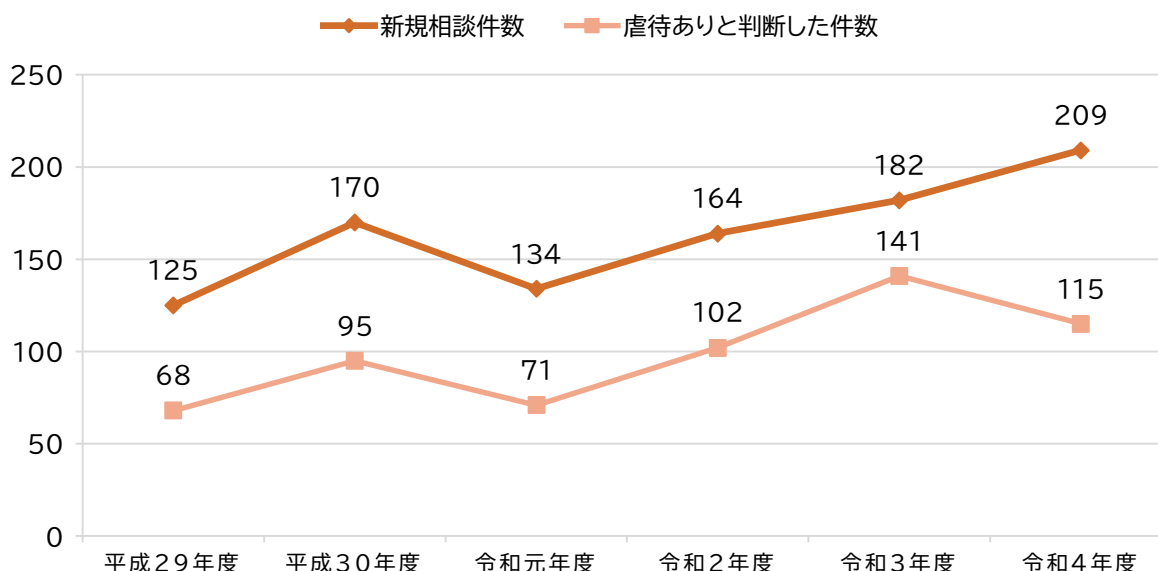
④ 高齢者・養護者への支援

高齢者虐待に関する相談内容から、養護者は強いストレスを抱えていることが分かっています。また、養護者自身の疾病などにより介護が困難となることで、虐待が起こりやすくなります。

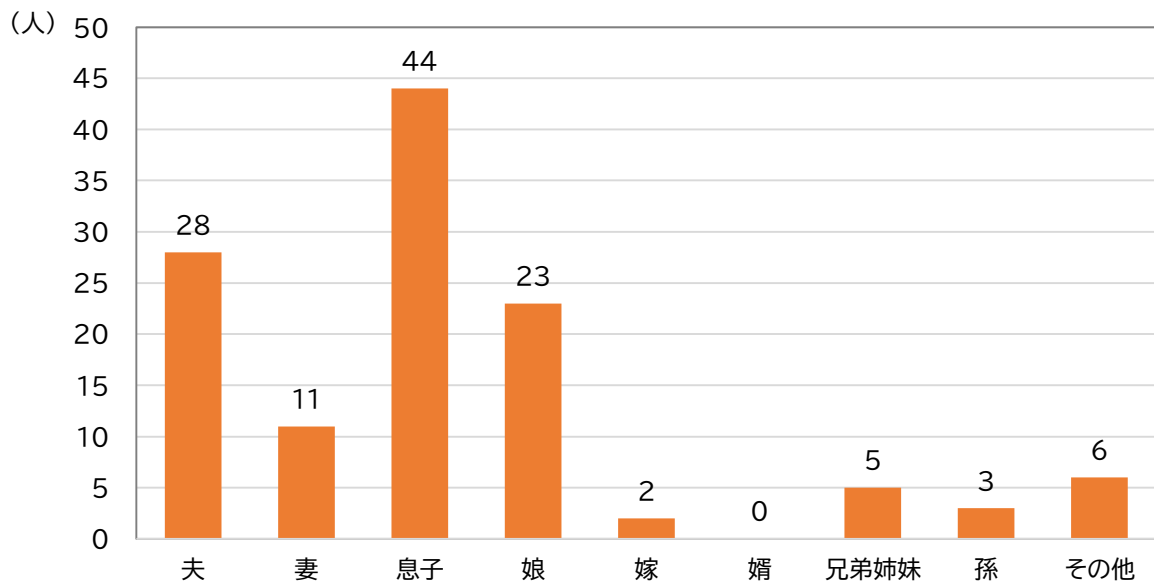
家庭内で起こる虐待では、息子からの虐待が最も多く、次いで夫となっています。男性は、家事・介護に不慣れな場合が多く、支援を拒むことにより孤立化し、介護負担が生じやすくなる傾向にあります。また、虐待者の6割以上は子ども世代であり、8050問題が顕在化しています。

養護者のストレスの軽減を図るため、心理相談員(臨床心理士)による「高齢者・介護者のためのこころの相談(詳細は75ページに記載)」や「認知症高齢者介護者の集い(詳細は75ページに記載)」を実施します。

【養護者による虐待の新規相談件数及び虐待ありと判断した件数の推移】



【令和4年度虐待ありと判断した案件の虐待者の続柄(重複あり)】



(6) 高齢者虐待の早期発見

① 相談窓口の周知

家族のみによる介護は密室化しやすく、養護者が気づかないうちに高齢者虐待をしてしまう場合があります。

虐待の潜在化を防ぐため、気軽に相談できる窓口の周知や支援体制を強化していきます。

高齢者虐待防止に関する相談専用窓口として、福祉の総合相談窓口「ほっとかん」に高齢者虐待防止センターを設置し、電話による相談や、面接・訪問などの各種相談業務を実施します。

また、地域包括支援センターも地域の身近な相談窓口として機能しており、併せて周知を行います。

通報専用電話 046-822-9613 福祉の総合相談窓口「ほっとかん」
※月～金曜日(年末年始・祝日を除く)8時30分～17時

② 高齢者虐待対応マニュアルの整備・活用

高齢者虐待防止法の解釈、虐待の早期発見のサイン、虐待が起きている家庭との関わり方、介護施設等における身体拘束の禁止や相談窓口一覧など、サービスを提供する上で留意すべきことを記載した、『高齢者虐待対応マニュアル』を居宅介護支援事業所、介護施設等に配布し、早期発見・通報支援に努めます。

③ 迅速かつ適切な対応

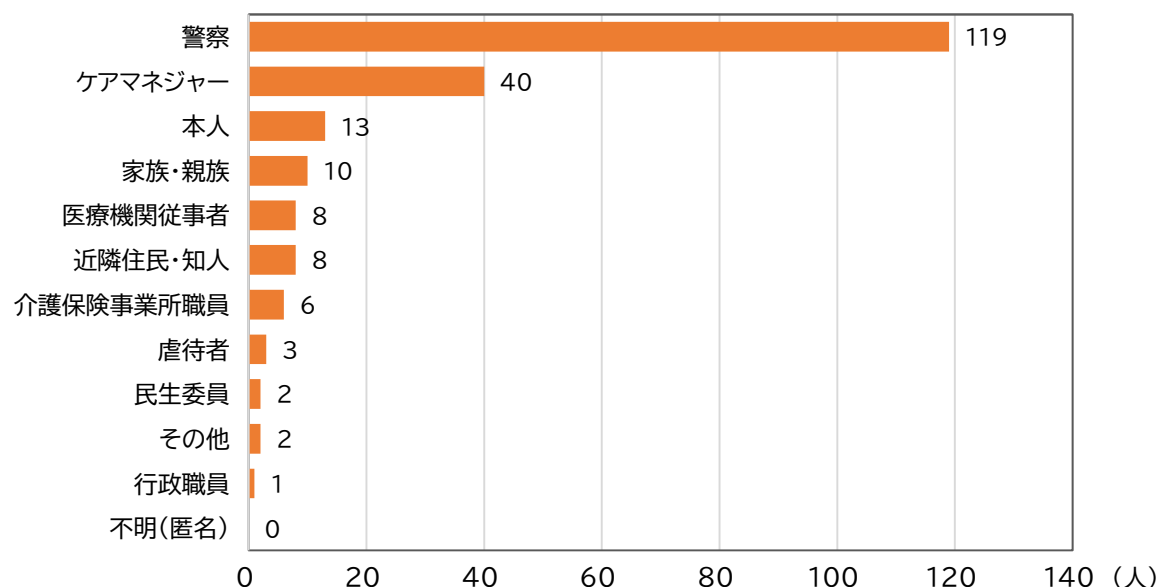
新規虐待相談の半数以上が警察、ケアマネジャーや介護施設従事者等の関係機関からとなっており、迅速かつ適切な対応を行うためには関係機関との連携が必要不可欠です。

高齢者本人の生命に危機がある場合は、老人福祉法に基づき、迅速に養護者からの分離を行うなど適切に対応します。同時に、8050問題など高齢者虐待をしてしまう世帯の背景に寄り添い、介護負担を抱える養護者と高齢者本人との家族関係を再構築していけ

るよう医療・介護サービスのほか、必要な制度の利用につながるよう関係機関と連携して支援します。

引き続き、高齢者虐待防止のため、ネットワークづくりを強化していきます。

【令和4年度養護者による虐待の新規相談者の内訳(重複あり)】



④ 初期対応と虐待対応検討会議の開催

虐待通報があった場合は、通報を受けた窓口で速やかに緊急性の判断と支援方針を決定し、虐待として判断したケースは、福祉の総合相談窓口「ほっとかん」と地域包括支援センターが連携して対応します。

対応にあたっては、福祉の総合相談窓口「ほっとかん」が虐待対応検討会議を開催し、各地域包括支援センターが参加します。

虐待対応検討会議は、地域包括支援センターごとに年6回開催します。

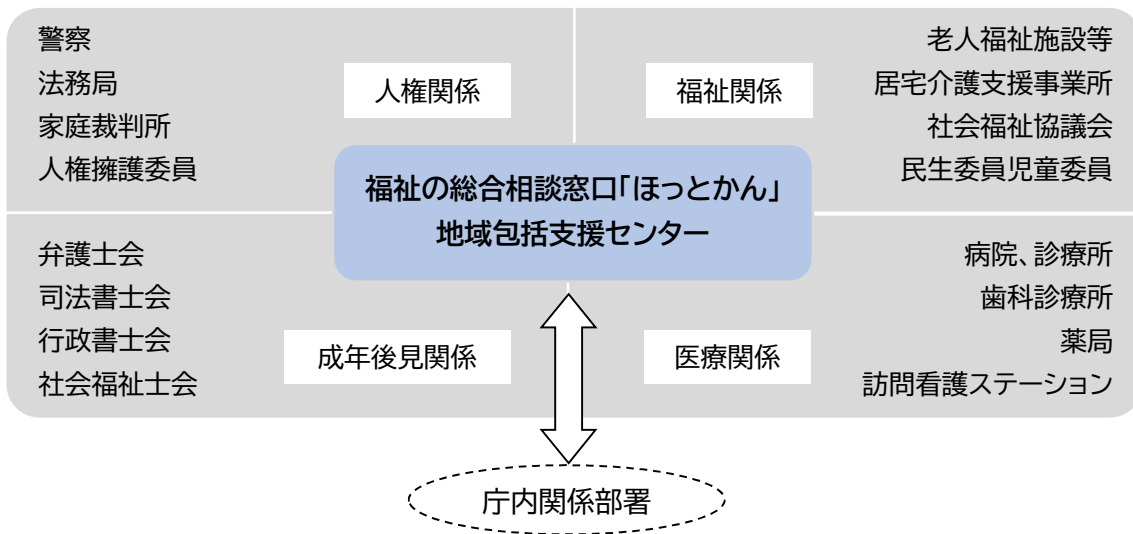
市と地域包括支援センターが情報交換をしながら虐待の有無の判断、対応方針の決定、支援の進捗管理を行います。

⑤ ネットワークミーティングの開催(個別部会・全体部会)

高齢者虐待は、虐待を受けている人に認知症の症状がある、養護者が疾患を抱えている、経済的に困窮している等の複雑な問題が絡み合って発生するといわれています。複数の関係機関で支援する必要がある場合は、あらかじめ情報を共有し、方向性を統一させて関与することが効果的です。対応方法、役割分担、今後の支援の方向性を検討するため、個別部会を随時開催します。

また、関係機関との連携や、支援体制の強化のため、ネットワークミーティング全体部会を年1回開催し、活動の報告や意見交換を行います。

【虐待防止に向けたネットワーク図】



⑥ 事例検討会の開催

経済的虐待や成年後見制度の活用などの法的な解釈を要する事例や、精神疾患があり問題が複雑に絡み合う事例などについて、必要時に事例検討会を開催し、弁護士や医師などの専門職から助言を受け対応していきます。

9 医療・介護の連携の推進

- ◇ 地域課題の発見や情報共有を行いながら、医療・介護の連携を推進します。
- ◇ 人生の最終段階における介護や医療について考えるきっかけづくりや、在宅療養や在宅看取りの周知のために市民啓発を実施します。
- ◇ 在宅療養や在宅看取りに携わる医師などの専門職の連携や、人材育成を推進します。

(1) 多職種連携の推進

① 地域ケア会議及び在宅療養連携会議の開催

医療関係者と介護関係者の顔の見えるネットワークを構築し、課題解決に向けた取組を検討・具体化していくため、市と医師会のほか、医療と介護の関係団体が多数参加する「地域ケア会議及び在宅療養連携会議」を開催します。

市内の多職種の合意形成をしつつ、在宅療養に関しての基本的な方向性を打ち出すとともに、関係者間で連携・協働して、専門職や、市民を対象にさまざまな事業を企画し、実施します。そして、事業実施した結果を評価し次につなげ、顔の見えるネットワークを構築しつつ課題解決を進めます。

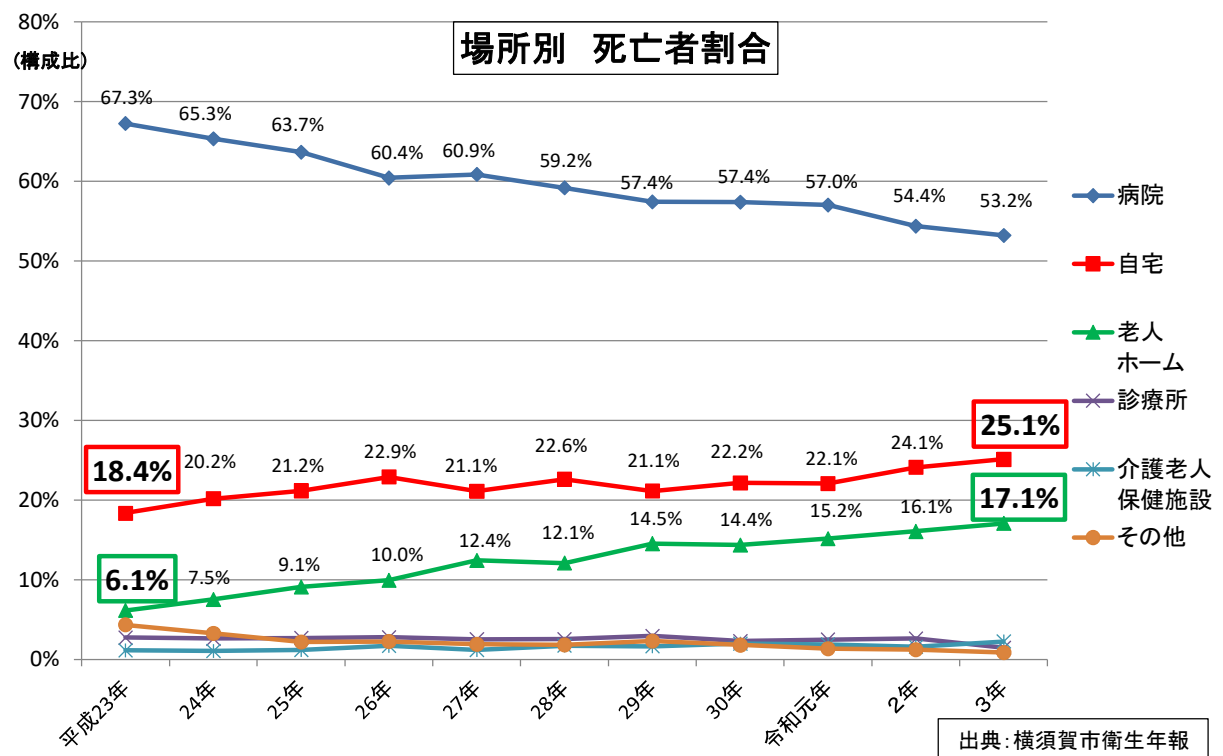
在宅療養連携方針の基本的方向性を検討する全体会議のほか、個別のテーマを扱う専門部会を設置し、地域課題の解決に向けた検討、市内多職種のスキルアップ・連携強化につながる研修の企画、在宅療養、在宅看取りに関する市民啓発等の取組を充実させていきます。

本市は、他都市に先駆け平成23年(2011年)から医療・介護の連携を推進してきました。医療関係者と介護関係者が、お互いを知り、気軽に連絡をとることができる、顔の見える関係性の構築が進んできています。医療関係者と介護関係者の連携が進むことで、細やかな情報共有が可能になるなど、高齢者本人と家族を支えるネットワークが充実し、市民の方が安心して在宅療養をすることができます。引き続き、医療・介護の連携を推進していきます。

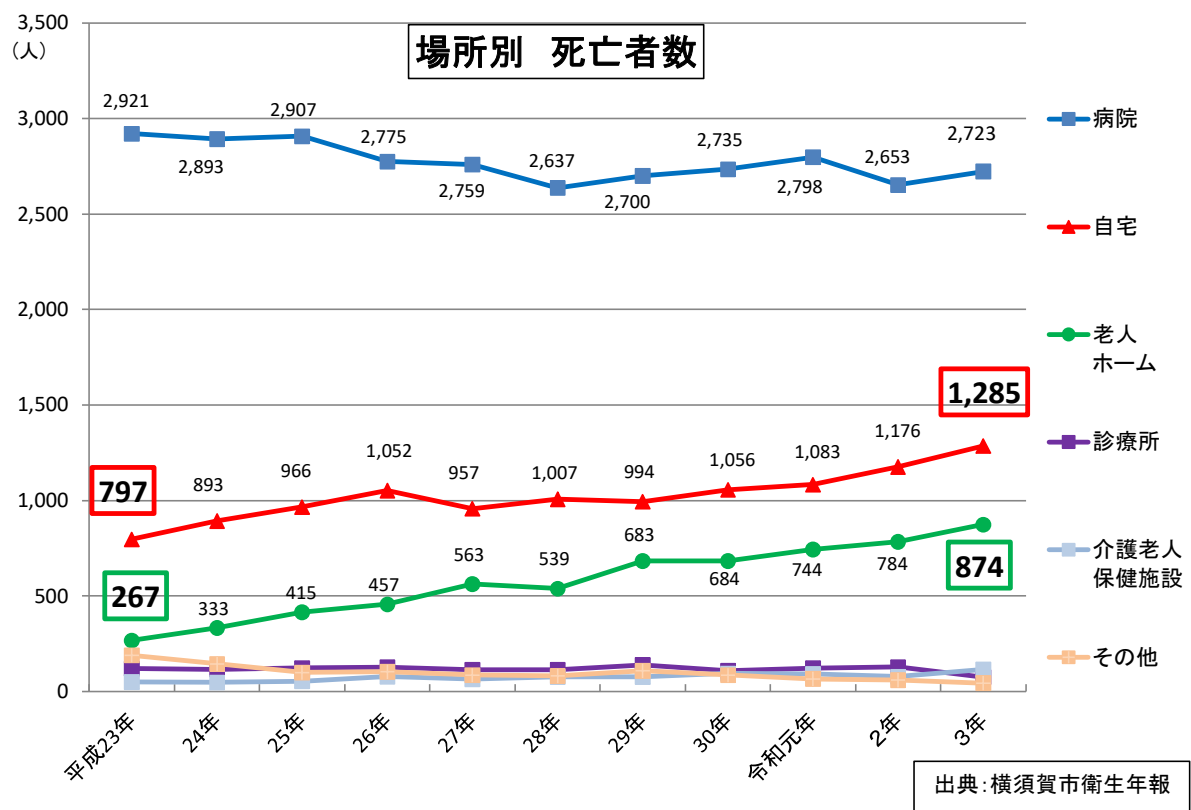
また、自宅・老人ホームで亡くなる方の市内死亡者数に対する構成比について、平成23年(2011年)は24.5%(1,064人)でしたが、令和3年(2021年)には42.2%(2,159人)に増加しています。これは、平成23年(2011年)から実施した各種取組により、市民の方が在宅療養、在宅看取りという選択をできる体制が整備されてきたことが一因と考えています。



【死亡場所別死亡者割合】



【死亡場所別死亡者数】



※グラフ中の自宅死亡者数には、いわゆる在宅看取り数のほか、事件・事故等による死亡数も含まれています。

【専門部会の一覧】

専門部会名(R5.8.1 現在)
1.複合的な課題(困難事例)検討専門部会
2.食・口腔ケア専門部会
3.フレイル対策専門部会
4.入退院・在宅療養連携専門部会

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
全体会議の開催	2回	2回	2回
専門部会の開催	8回	8回	8回

② 入退院時の多職種連携の推進

病院から退院し、在宅療養へ移行する場合、退院前に病院のスタッフと在宅療養を支援する医療と介護の関係者が集まり、退院後の在宅療養に向けた準備のための会議(カンファレンス)が行われます。

この時、多職種間の連携をスムーズに行うために作成した「横須賀市退院調整ルール」や「退院前カンファレンスシート」の活用について、入退院に関わる様々な職種に対し、普及啓発を行います。

③ 在宅療養連携推進「よこすかエチケット集」の活用

在宅療養現場における多職種連携の円滑なコミュニケーションや、多職種間の相互理解のために、「よこすかエチケット集」を作成しています。在宅療養に関わる全ての職種が知っておくべき事項や、介護職が医療職に、医療職が介護職に知っておいてほしいマナーやエチケットなどをまとめています。

これを活用して、多職種の連携推進を図ります。また、地域ケア会議及び在宅療養連携会議でエチケット集の内容について随時意見等を募集し、必要に応じて加筆や修正を行います。

④ 在宅療養ブロック連携拠点の設置・在宅療養ブロック会議の開催

地域ごとの医療・介護体制を踏まえて在宅療養体制を推進するため、市内を4つの地域に分けて在宅療養ブロック連携拠点を設置し、各地域内の病院にブロック連携拠点業務を委託します。

在宅療養ブロック連携拠点は、在宅療養ブロック会議の開催及び在宅医療に係る専門職からの相談窓口の設置を行います。

在宅療養ブロック会議は、在宅医の負担軽減、地域内での医療・介護従事者同士の顔の見える関係の構築等を目指す取組を企画、実施します。具体的には、多職種連携研修会や勉強会などを行います。

在宅療養ブロック連携拠点			
北ブロック	西南ブロック	中央ブロック	東ブロック
聖ヨゼフ病院	横須賀市立市民病院	衣笠病院	よこすか浦賀病院

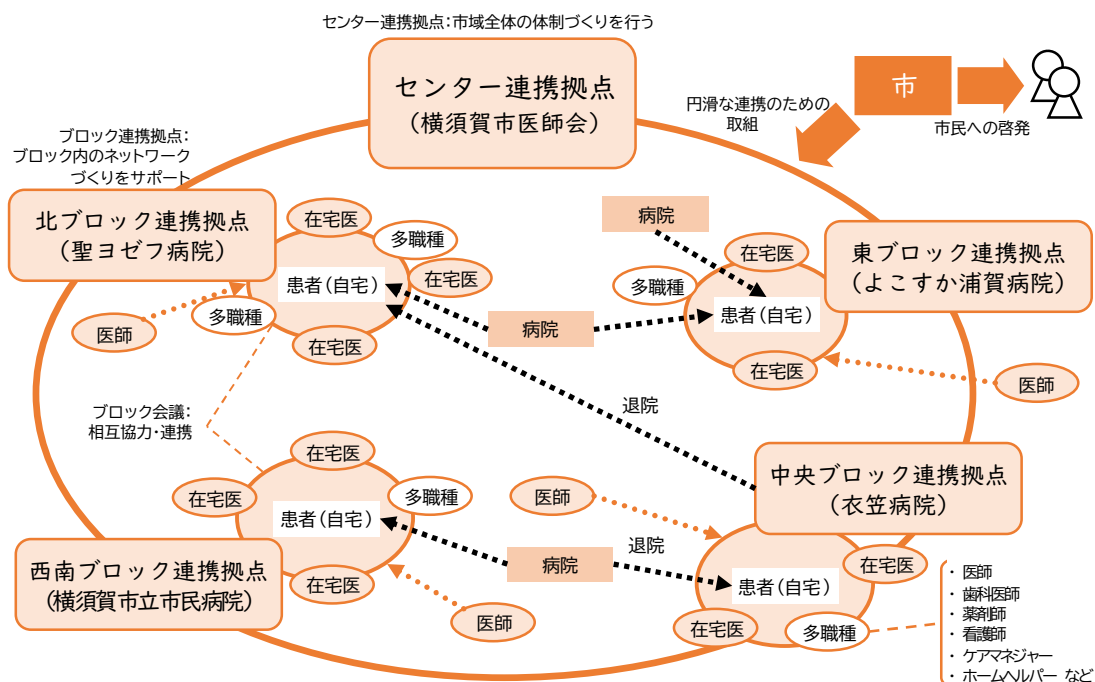
⑤ 在宅療養センター連携拠点の設置

市全体の在宅療養連携体制を構築・推進するため、在宅療養センター連携拠点を設置し、横須賀市医師会(かもめ広場)にセンター連携拠点業務を委託します。開業医対象の在宅医療に係るセミナーを開催するほか、広報啓発活動、病院との協力体制づくりや、患者が急変した場合などに病院が入院を受けてくれる、病院と診療所の連携体制(病診連携)の仕組みづくりに取り組みます。

【実施事業一覽】

在宅療養センター連携拠点の実施事業	
在宅医療街角出前講座の実施	市民に在宅医療についての理解を深めてもらうため、町内会や団体・グループなどの求めに応じ、医師などを派遣し、在宅医療に関する講義を行います。
開業医対象の在宅医療セミナーの開催	在宅医療に取り組む診療所を増やすこと、在宅医療に関わる医療職が必要な知識を習得すること等を目的に、在宅医療についての関心を高めてもらう内容のセミナーを開催します。
病院長会議の開催	市内病院の病院長を構成員とした会議を開催し、市内における在宅療養連携推進体制の整備のため必要な事項などを協議します。
在宅患者情報共有システムの導入	患者が急変した場合の対応などスムーズな連携を可能とする、ICT（情報通信技術）を活用した「在宅患者情報共有システム」（通称「かもめネット」）を運用し、普及させていきます。
在宅患者入院支援登録システムの運用	在宅療養患者が、病状の悪化や検査・治療などで必要なときに病院に入院できるよう、事前に協力病院を登録しておくシステムを運用します。

【在宅療養連携体制(センター連携拠点・ブロック連携拠点)イメージ図】



(2) 在宅療養・在宅看取りに関する市民啓発の推進

① 市民啓発イベントの開催

在宅療養や在宅看取りという選択肢について広く市民に知ってもらうことや、自分自身の人生の最終段階における介護や医療、延命措置について考える機会としてもらうため、専門家による講演等の市民啓発イベントを開催します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市民啓発イベントの開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市民啓発イベントの参加者数	200人	200人	200人

② 冊子などによる啓発

在宅療養に関する啓発冊子「在宅療養ガイドブック」の作成と配布、その他の媒体を活用し、市民へ在宅療養について周知します。

また、病名の告知や延命治療の希望の有無など人生の最終段階における医療について、市民が具体的に考えたり、家族と話し合ったりするきっかけとするための啓発ツールとして、「横須賀版リビング・ウィル」を周知します。

【在宅療養ガイドブック vol.1(左)/vol.2(中央)】



【横須賀版リビング・ウィル(右)】



取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅療養ガイドブック vol.1、vol.2 発行数	5,000部	-	5,000部
横須賀版リビング・ウィル発行数	-	2,000部	-

※それぞれ隔年発行とする

③ 在宅医療対応診療所の紹介

在宅医療に対応する医療機関を市民が簡単に把握できるよう、市公式ホームページに、横須賀市医師会が作成した市内の医療機関を検索することができるページのリンクを掲載するなど、同医師会と協力し、情報提供します。

また、在宅歯科診療については、横須賀市歯科医師会が、訪問歯科診療を行っている歯科診療所を紹介する事業を行っており、市公式ホームページでこの事業を紹介するなど、同歯科医師会と協力し、情報提供します。

【横須賀市医師会 在宅医療推進連携拠点(かもめ広場)ホームページ】

一般社団法人 横須賀市医師会公式ホームページ



ホーム	医師会概要	医療機関案内	感染症情報	関連機関	在宅医療	認知症相談
-----	-------	--------	-------	------	------	-------



在宅医療推進連携拠点
TEL(直通): 046-824-6430
E-mail : kamomehiroba@iaa.itkeeper.ne.jp



横須賀市医師会 かもめ広場

項目で探す | 地図で探す | 医療機関名で探す

検索したい項目にチェックを入れて を押してください。
複数検索も可能です。

診療に来て欲しい住所で探す

横須賀市内 横須賀市外（隣接する一部）

在宅での診療科目で探す

☐ 内科 ☐ 外科 ☐ 整形外科 ☐ 精神神経科 ☐ 皮膚科 ☐ 泌尿器科 ☐ 眼科 ☐ 耳鼻科
☐ 婦人科 ☐ 小児科 ☐ 麻酔科 ☐ その他

在宅での基本項目で探す

☐ 小児の在宅医療 ☐ 認知症の在宅医療 ☐ がん末期緩和ケア ☐ 在宅での看取り ☐ 24時間連絡体制 ☐ 在宅療養支援診療所 ☐ 機能強化型在宅療養支援診療所 ☐ 副主治医 ☐ 協力医（専門分野含む）

さらに在宅で可能な診療内容で絞り込み検索をしたい方

在宅での検査内容で探す

☐ X線検査 ☐ 心電図検査 ☐ 内視鏡検査 ☐ 超音波検査

地域のみなさま

在宅医療を行っている医療機関のご案内

医療・介護従事者のかた

在宅医療・介護情報共有システム

かもめネット

KAMAMEC NETWORK

多職種連携 連絡先

 訪問歯科診療

【横須賀市歯科医師会(横須賀口腔衛生センター)ホームページ】



一般社団法人
横須賀市歯科医師会
(横須賀口腔衛生センター)

[入会をお考えの方へ](#) [会費](#)

[TOP](#) [休日急患歯科診療所](#) [訪問歯科診療](#) [障害者歯科診療所](#) [各種検診](#) [歯医者さん検索](#) [横須賀市歯科医師会概要](#)

横須賀市歯科医師会(横須賀口腔衛生センター)

〒238-0046
横須賀市西遼見町 1-38-11
ウェルシティ市民プラザ 2F
電話：046-823-0062
FAX：046-823-0084

TOP > 訪問歯科診療

訪問歯科診療

■ 訪問歯科診療のご相談・ご依頼を承ります

◆ こんにちは 在宅歯科医療連携室です ◆

県からの委託により、横須賀市歯科医師会は在宅歯科医療連携室を設置しております。
歯科医院への通院が困難になった市民の皆様へ、連携室が「仲介役」となり、
訪問歯科診療を行っている、地域に根差した歯科医院をご紹介します。
どうぞお気軽に連携室へご相談ください。

■ 訪問歯科診療の対象となる方

- ・在宅や施設・病院(一部除く)で療養されている方
- ・在宅での療養を希望されている方で、疾病、傷病のために通院が困難な方

※通院可能な方には行うことが出来ません

■ 診療内容

- ・むし歯の治療・予防
- ・歯周病の治療・予防
- ・義歯(入れ歯)の作製・修理・調整
- ・抜歯
- ・口腔ケア

(3) 在宅療養・在宅看取りに関わる人材育成の推進

① 在宅医同行研修の実施

在宅医療に取り組む動機づけとして、また、在宅医療への理解を深めてもらうことや、多職種の連携推進を目的として、ベテラン在宅医の訪問診療に在宅医療に関心のある医療・介護従事者が同行する研修を実施します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅医同行研修の実施	10回	10回	10回

② 病院職員を対象とした在宅医療出前セミナーの開催

在宅医療に係る病院と診療所の連携を進めるためには、病院勤務の医師や看護師などの医療スタッフに在宅医療現場の認識を深めてもらう必要があります。そこで、より多くの病院スタッフに参加してもらうため、在宅医を講師とし、病院勤務医などを対象とするセミナーを病院内で開催します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅医療出前セミナーの開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅医療出前セミナーの参加者数	50人	50人	50人

③ 介護職を対象とした在宅医療セミナーの開催

ケアマネジャーやホームヘルパーなどの介護職は、医療についての知識や経験が少ない場合、医師や看護師との連携がうまくいかないことがあります。医療関係者とのコミュニケーションを円滑にし、効果的な連携ができるように、介護職員が医療に関する基礎的な知識を習得するためのセミナーを開催します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅医療セミナーの開催	2回	2回	2回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅医療セミナーの参加者数	100人	100人	100人

④ 多職種連携セミナーの開催

診療所医師の在宅医療参入の動機づけ及び多職種の連携推進を目的に、医療・介護従事者を対象とした、在宅療養に関する幅広い知識を習得するためのセミナーを開催します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
多職種連携セミナーの開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
多職種連携セミナーの参加者数	100人	100人	100人

10 災害等に対する支援

- ◇ 災害発生時に被害を最小限に抑えるため、福祉避難所の開設や災害時要援護者支援体制の整備など、地域防災力の向上に取り組みます。
- ◇ 災害・感染症発生時に必要となる取組について、事業者と連携しながら実施することで高齢者の安全を守るよう努めます。

(1) 地域の防災について

① 災害時要援護者に対する支援体制の整備

災害発生時に町内会・自治会、民生委員児童委員、消防団員等の地域の協力者を主体とした安否確認、避難誘導を行うため、横須賀市災害時要援護者支援プランに基づき、ひとり暮らし高齢者登録をしている方、要介護3・4・5の方などのうち「災害時要援護者」として登録に同意した人の名簿を町内会・自治会及び民生委員児童委員に提供します。

近年、全国で台風等の大雨による被害が深刻化していることに伴い、土砂災害による被害を未然に防ぐため、令和2年度(2020年度)から名簿に「土砂災害警戒区域の該当の有無」を追加しました。

地域の協力者は日頃から要援護者との交流を深め、身体状況や避難支援の方法等について確認します。

個人情報近隣住民に知られることに抵抗を感じ、登録をためらうことがないよう、災害時要援護者名簿の趣旨と個人情報保護の取組を周知していきます。

【横須賀市災害時要援護者支援プラン(平成21年3月策定)について】

大規模災害が発生した直後において、行政による公助の支援には時間的な限界等があることから、災害から自らを守ることが困難な高齢者等の方々に、迅速かつ安全な避難等をしていただくために、地域の共助による支援体制の充実が不可欠となります。

本市では、平成21年(2009年)3月に「横須賀市災害時要援護者支援プラン」を策定し、各地域における支援体制の充実に努めています。

② 福祉避難所の開設

大規模地震等発生時に、震災時の避難所となる小中学校体育館等での集団による避難生活が困難となる高齢者、障害者等のうち、特別な配慮を必要とする人を受け入れる福祉避難所の設置が求められています。

本市では、地震等の大規模災害時に必要に応じて、各避難所に一次福祉避難所を設置する事を定めるとともに、より多くの支援を必要とする人のため、二次及び三次福祉避難所を開設します。

また、近年の台風による全国的な被害を受け、自主避難所に高齢者を含む要配慮者が来所した場合を想定し、福祉避難所を開設する訓練を令和2年度に実施しました。今後も大雨や台風に備えた福祉避難所の体制整備に取り組みます。

③ 自主防災組織の活動支援

大規模な災害は、同時多発的に被害が発生します。そのとき、行政は全力で、被害の拡大を防ぐ活動を行います。特に発生初期の段階では、どうしても地域住民の連携による自主防災活動が災害による被害を軽減(減災)させるために不可欠となります。

地域の防災意識の向上や人材の育成、防災器材整備の補助等を実施し、自主防災組織の活動を支援します。

(2) 介護サービス事業所の防災について

① 災害に対する備え

近年、大規模な風水害の発生が増加していることなどを踏まえて、高齢者施設における災害への備えについて検討する必要があります。

災害発生時に高齢者の安全を守るためには、避難経路の確認、避難訓練の実施、防災計画等の具体的な災害対策計画の策定、食料、飲料水、生活必需品等の物資の確保といった平時からの備えが非常に重要となります。

今後、災害に備えるために、事業者に対しては避難訓練の実施や業務継続計画(BCP)の策定、必要物資の確保など平時における取組の実施を推進するとともに、それらの実施状況について確認を行います。

② 感染症に対する備え

介護サービス事業所における感染症の発生は、利用者である高齢者の命に関わる重要な問題です。

新型コロナウイルス感染症の流行から落ち着きを取り戻しつつある状況ですが、依然として新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、ノロウイルスといった感染症の脅威は継続しており、これらの感染症から高齢者の命を守り、介護サービスの安定的な供給を継続するためには日頃からの備えが重要です。介護サービスを担う事業所の職員が感染症に対する正しい知識を得、業務に当たれるよう、事業者に対して感染症対策マニュアルや国、県からの情報を随時提供するとともに、事業者に対し、集団講習会において業務継続計画(BCP)の策定や、研修・訓練(シミュレーション)の実施によるBCPの検証・見直しの重要性を周知啓発します。

コラム 安心して暮らせるまちづくり

高齢者を含む全ての市民が安心して暮らせるまちづくりのための、防犯・防火・予防救急や交通安全の取組を紹介します。

□ 防犯の取組

■ 地域防犯リーダーの養成と防犯活動物品の支給・貸与

町内会・自治会などを対象に「地域防犯リーダー」養成講座を開催し、自主防犯活動の中心的な役割を担えるよう支援しています。また、地域の防犯活動を計画的に行う団体に対し、ジャンパーや帽子、誘導灯などを支給・貸与し、活動を支援しています。

■ 事業者との防犯協定の締結

事業者と市が協力し、防犯に関する協定（「よこすか安全・安心ステーション協定」、「よこすか安全・安心パトロール協定」）を締結しています。

ステーションは、高齢者や子どもが犯罪などの危険な状況に遭遇しそうになった場合などに安全な場所を提供し、警察等へ通報します。パトロールは、協力事業者が業務中に発見した不審者情報等を警察に通報します。

■ 「よこすか防犯あんしんメール」の配信

市内で発生した特殊詐欺、空き巣、ひったくり、車上狙い、不審者などの警察からの情報を「よこすか防犯あんしんメール」登録者に配信し、犯罪の種類や手口を知ること、市民自身の防犯と地域での防犯活動の一助としています。

■ 迷惑電話防止機能付き電話機等購入費の補助

特殊詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺等）の多くが電話を利用したものであるため、迷惑電話防止機能（通話を録音する警告メッセージが流れた後、自動的に録音する機能）付き電話機の購入費を補助し、被害抑制を図ります。

■ 消費者被害防止の取組

高齢者をはじめとする市民の被害を防ぎ、財産を守るため、消費生活相談窓口を設置し、専門員による相談を受け付けています。

消費生活相談窓口 046-821-1314 横須賀市消費生活センター
※月～金曜日（年末年始・祝日を除く）9時～16時（市内在住の人のみ対象）

また、消費者被害を未然に防ぐ、または早期に適切に対応するには、相談窓口の存在と、被害の典型的な事例を一人でも多くの人に知ってもらうことが重要です。消費者啓発出前寄席や悪質商法被害防止講座の実施、ラジオ番組での注意喚起、「よこすかくらしのニュース」「よこすか消費生活レポート」の発行などを通じて情報の発信に努めています。

□ 防火の取組

■ リーフレット等を活用した普及・啓発

住宅用火災警報器を設置することにより、住宅火災及び住宅火災における死傷者の低減を図ることができます。このことから、住宅用火災警報器の設置及び10年経過した機器取替えの重要性について、リーフレット等を活用し広く市民へ周知しています。

■ ひとり暮らし高齢者等の防火訪問の実施

ひとり暮らしの高齢者は、火災の発見や避難が遅れてしまう危険が高くなります。火災予防運動の一環として、ひとり暮らし高齢者宅を含む一般家庭に消防職員が直接訪問し、住宅用火災警報器の設置状況調査や防火安全指導等を実施しています。

□ 救急に関する取組

■ 予防救急の普及・啓発

高齢者の救急搬送は、転倒によるものが増加しています。日頃からの心がけや環境づくりによってけがや事故を予防する「予防救急」の普及・啓発に取り組むため、普段の生活をチェックシートで確認できる予防救急リーフレットを配布しています。

■ 救急車の適正利用の推進

救急車の適切な利用を推進するため、ためらわず救急車を呼ぶべき緊急度の高い症状か、数時間以内に病院の受診が必要かなどを判別し、救急車の利用判断の一助とするための「救急受診ガイド」を発行しています。

また、救急車以外でストレッチャー等を用いて医療機関へ患者を搬送する手段である患者等搬送事業者について、市民が安心して利用できるよう、一定の基準に適合した事業者を「横須賀市消防局患者等搬送認定事業者」として認定しています。

□ 交通安全の取組

■ 高齢者交通安全教室の開催

市内の交通事故件数は減少傾向にある一方、高齢者の交通事故が占める割合は高くなっています。そこで町内会・自治会、老人クラブなどを対象に、交通安全教育指導員による交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めています。

■ 交通安全運動の実施

交通安全運動を市民全体で効果的に行うため、警察、交通安全協会等の交通安全関係機関・団体からなる「横須賀市交通安全対策協議会」を組織し、春、夏、秋、年末に市民協働による交通安全運動を展開しています。

■ 交通安全活動物品の支給・貸与

地域における交通安全活動を計画的に行う団体に対し、横断指導旗、ジャンパーや帽子、腕章などの物品を支給・貸与し、活動を支援しています。